

平成23年度～平成25年度

障がい者施策実施状況（実績）

【目 次】

| | |
|-------------------------|---------------|
| 施策Ⅰ 保健・医療及び地域生活支援体制の充実 | • • • • • P 1 |
| 施策Ⅱ 安心して暮らせる社会環境の整備 | • • • • • P13 |
| 施策Ⅲ 住みやすい生活環境の整備 | • • • • • P23 |
| 施策Ⅳ 「ともに生きる社会」に向けた意識づくり | • • • • • P31 |
| 障がい者施策実施状況 数値目標進捗状況 | • • • • • P37 |

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 I-1

| 施策名 | I | 保健・医療及び地域生活支援体制の充実 | 重点施策 | | | |
|---|-------------------------|--|-----------|-----------|-----------|--|
| | 1 | 保健・医療体制の充実 | | | | |
| 施策目的・概要 | | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | | | |
| (1) 障がい者への医療体制の充実 自立支援医療や重度心身障がい児（者）医療費助成などを通じて医療費の負担軽減を図る。 | | (1) 障がい者への医療体制の充実 ①自立支援医療費の給付 自立支援医療制度の周知及び関係機関への研修を行い、利用体制の充実を図る。 ②重度心身障がい児（者）医療費助成 重度心身障がい者の福祉の増進を図るために、重度心身障がい者の医療費助成事業を行う市町村に対して補助を行うとともに、適正な事務処理を行うよう研修等により指導を行う。 | | | | |
| (2) 精神保健医療施策の充実 精神障がい者に対する適切な保健医療・福祉サービスが提供されるよう保健医療施策の充実を図る。 | | (2) 精神保健医療施策の充実 ①救急医療システムの充実 身体疾患と精神疾患の合併症患者の治療体制の充実を図るために、熊本市と合同でG.P連携検討委員会（仮称）を立ち上げ、身体科（G）と精神科（P）との連携体制強化の検討を行うとともに、設置2年目を迎える精神科救急情報センターの円滑な運営を図る。 ②精神保健福祉センターの機能強化 引き続き保健所や市町村等の関係機関に対し技術指導・技術援助を行うとともに、不登校やひきこもり等の状態にあり、生きづらさを抱える若者への支援の充実を図る。 | | | | |
| (3) 地域療育体制の整備 療育の拠点施設であるこども総合療育センターと地域療育センターが連携し、市町村等のより身近な地域で療育を受けられる支援体制整備を図る。 | | (3) 地域療育体制の整備 地域療育支援体制を実現するため、各圏域における療育の中核機関となる地域療育センターが円滑に支援できるよう課題を整理するとともに、市町村における療育施設などがその機能を最大限発揮できるよう、支援体制の整備を図る。 | | | | |
| 主な成果・達成状況 | | | | | | |
| (1) 障がい者への医療体制の充実 ・各医療費助成制度に関し、市町村の担当者等を対象とした説明会を開催した（平成23年度～25年度の各6月上旬）。 | | | | | | |
| ・各医療費助成を実施した（平成23年度～25年度実績：自立支援医療費（更生医療費）約34,000件2,261,906千円、重度心身障がい者医療費1,589,410件4,790,145千円） | | | | | | |
| (2) 精神保健医療施策の充実 ①休日・夜間に本人や家族等からの電話相談を受け、必要な助言や病状に応じた受診先の紹介等を行う精神科救急情報センターを平成24年9月1日に設置した（平成24年度）。（H25.4～H26.3の実績：相談件数928件、うち緊急性が認められ、輪番病院等を紹介したもの218件〔約23%〕） | | | | | | |
| ②関係機関・団体との協議を重ねた結果、身体疾患を合併した精神疾患患者の診療体制を充実させるため、平成26年度から新たに（独立行政法人）国立病院機構熊本医療センターを「地域搬送受入対応施設」として指定し、合併症患者の受入体制の強化を図ることとした（平成25年度）。 | | | | | | |
| ③精神保健福祉センターにおいて、ひきこもりの若者と家族支援のためのリーフレットを作成し、関係機関に配布するとともに、非常勤の臨床心理士等を雇用して、相談体制の充実を図った（平成24～25年度）。 | | | | | | |
| ④県立こころの医療センターに「こころの思春期外来」を開設した（平成24年度）。 | | | | | | |
| (3) 地域療育体制の整備 ・「重症心身障がい児（者）の生活調査」を実施し、当事者やその家族の生活状況を把握した（平成25年度）。 | | | | | | |
| ・各圏域で開催される「地域療育ネットワーク会議」において、圏域ごとの課題を抽出し、今後の支援のあり方を整理した（平成25年度）。 | | | | | | |
| 施策を構成する主な事業（単位：千円） | | | | | | |
| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度決算額 | H25年度予算額 | H26年度予算額 | |
| (1) | 更生医療費 | 障がい者支援課 | 738,445 | 795,244 | 797,951 | |
| (1) | 重度心身障がい者医療費助成事業 | 障がい者支援課 | 1,580,180 | 1,619,036 | 1,538,154 | |
| (2) | 精神科救急医療システム整備事業 | 障がい者支援課 | 19,019 | 22,318 | 29,446 | |
| (3) | 地域療育総合推進事業（地域療育センター運営費） | 障がい者支援課 | 28,849 | 29,008 | 27,736 | |

| 施策名 | I | 保健・医療及び地域生活支援体制の充実 | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------|---------------|---|---------------------|-----------|-----------|--|--|--|--|
| | 1 | 保健・医療体制の充実 | | | | | | | | | |
| 第4期障がい者計画数値目標進捗状況 | | | | | | | | | | | |
| NO | 項目 | 単位 | 策定期 | 進捗状況（各年度末） | | | | | | | |
| 1 | 重症心身障害児（者）通園事業実施箇所数 | 箇所数 | 5 (進捗率(%)) | H22末 5 83.3% | H23末 6 100.0% | H24末 / | H25末 / | | | | |
| 施策の進捗に関する評価 | | | | 施策を推進するにあたっての課題等 | | | | | | | |
| <p>(1) 障がい者への医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村等への研修等により各医療費助成制度の体制充実及び適正な事務執行につながっている。 各医療費助成に必要な予算を確実に確保し、執行している。 <p>(2) 精神保健医療施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科救急情報センターを平成24年9月1日に設置した。 身体と精神の合併症患者の地域搬送受入対応施設を選定した。 精神保健福祉センターにおけるひきこもりの若者への支援体制が強化された。 <p>(3) 地域療育体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 各圏域の課題整理を行った。 | | | | <p>(1) 障がい者への医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が医療費助成を「現物給付方式」で実施した場合、現行制度上、国民健康保険の国庫負担金が減額調整される。 <p>(2) 精神保健医療施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科救急情報センターの周知を図る必要がある。 不登校やひきこもり等の状態にある若者への支援体制を更に充実させる必要がある。 <p>(3) 地域療育体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域の課題を踏まえた上で、地域療育体制を整備する必要がある。 | | | | | | | |
| 今後の方向性 | | | | | | | | | | | |
| <p>(1) 障がい者への医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度の周知及び市町村・関係機関等への研修等により利用体制の充実を図りながら、各医療費助成制度を実施していく。 医療費助成の現物給付を行った市町村に対する国民健康保険の国庫負担金減額調整の見直しを、国に対して引き続き働きかけていく。 <p>(2) 精神保健医療施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科救急情報センターの周知を図るとともに、引き続きスタッフの研修会を実施する。 精神保健福祉センターにおける不登校やひきこもり等の状態にある若者への支援体制の更なる充実を図る。 <p>(3) 地域療育体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 「重症心身障がい児者の生活調査」の結果を踏まえ、次期障がい者計画の内容や、具体的な施策について検討していく。 地域療育体制の充実を図るために、国による「障害児支援の在り方に関する検討会」の最終報告を踏まえて、児童発達支援センターとこれまで市町村が実施してきた地域療育センターとの役割分担や、こども総合療育センターによる支援のあり方等、地域療育体制の検討を行う。 | | | | | | | | | | | |
| ※障害者施策推進審議会における意見 | | | | | | | | | | | |
| 主な意見 | <ul style="list-style-type: none"> 「重症心身障害児（者）通園事業箇所数」が目的達成で大変ありがたいが、県内で6箇所ではとても足りない。特に球磨圏域、山鹿は不足している。引き続き箇所数の増加、増設をお願いしたい。（H24.10.16審議会） 「重症心身障害児通園事業」（障がい児関連事業）の数値目標について、次期計画で消えることのないようにお願いしたい。（H25.5.31審議会） 医学的リハビリテーションを受けられる施設が少ない。重症心身障がい児者については、こども総合療育センターでリハビリを受けられるが、センターまでかなり距離がある人も多くいる。こども総合療育センター1か所だけではなく、（医学的リハビリテーションを受けられる施設の）数を増やしてほしい。（H25.10.21審議会） | | | | | | | | | | |
| | <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。 ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。 ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。 ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。 | | | | | | | | | | |

- （参考）
- ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
 - ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
 - ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
 - ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。
- 検証
- 評価の視点

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 I-2

| 施策名 | I | 保健・医療及び地域生活支援体制の充実 | 重点施策 | ★ |
|--|---|---|------|---|
| | 2 | 地域生活支援の充実 | | |
| 施策目的・概要 | | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | |
| (1) 地域移行への支援 | | (1) 地域移行への支援 ①施設入所者の地域移行支援・地域定着支援 平成24年3月に策定した第3期障がい福祉計画に基づき、日中活動系サービスの充実やグループホーム・ケアホームの設置促進、相談支援体制の整備を進める。 ②精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援 精神障がい者の地域移行支援のため、地域体制整備コーディネーター配置事業及び高齢入院患者地域支援事業を実施する。 | | |
| (2) 「住まい」の場の確保 | | (2) 「住まい」の場の確保 ①障がい者福祉施設整備費補助金及び障害者自立支援基盤整備事業補助金等により、住まいの場となるグループホーム・ケアホームの施設整備を図る。 ②重度の身体障がい児（者）及び知的障がい児（者）を対象に住宅改造に要する経費を助成する。 | | |
| (3) 在宅サービスの充実 | | (3) 在宅サービスの充実 日常生活用具等給付事業（市町村地域生活支援事業）が円滑に行われるよう市町村を支援する。 | | |
| (4) 施設サービスの充実 | | (4) 施設サービスの充実 ①障がい者福祉施設整備費補助金及び障害者自立支援基盤整備事業補助金等により、入所施設の改修等を行なう。必要な施設整備を図る。 ②利用者が適切に福祉サービスを選択できるよう、福祉サービス第三者評価を推進する。 | | |
| (5) 家族に対する支援 | | (5) 家族に対する支援 ①障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の休息が図られるよう、市町村が実施する日中一時支援事業（地域生活支援事業）の支援を行う。 ②相談支援従事者研修に、障がい者の家族を理解するためのカリキュラムを設ける。 ③医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、事故なく安全安心な医療的ケアを実施する。 | | |
| (6) 所得保障制度の周知 | | (6) 所得保障制度の周知 公的年金制度や各種手当制度等の受給要件や手続きなど制度の概要をわかりやすく記載した冊子「障がい福祉のしおり」を作成し、市町村、関係機関等へ配付したうえで、市町村等を通じて障がい者本人へ周知する。 併せて、同冊子の内容を熊本県障がい保健福祉ホームページに掲載し、広く一般への周知を図る。 | | |
| 主な成果・達成状況 | | | | |
| (1) 地域移行への支援 | | | | |
| (2) 地域移行支援アドバイザーを県内に2名配置するとともに、高齢入院患者地域支援事業を県内7病院で実施した。（平成24～25年度） | | | | |
| (2) 「住まい」の場の確保 | | | | |
| ①障がい者福祉施設整備費補助金により、グループホーム等の創設への補助（平成23年度：3件、64,517千円、平成24年度：10件、145,372千円、平成25年度：7件、124,251千円）を実施し、グループホーム等の定員増（274人分）につながった（平成23年度：87人分、平成24年度：126人分、平成25年度：61人分）。 | | | | |
| ②県の単独事業である障がい者住宅改造助成事業（実施主体は市町村）を実施し、平成23年度～25年度までに延べ53市町村（84件）に計19463千円を助成した。 | | | | |
| (3) 在宅サービスの充実 | | | | |
| ・障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する地域生活支援事業に対し、県（4分の1）は国（2分の1）とともに財政支援を行った。 | | | | |
| (4) 施設サービスの充実 | | | | |
| ①障がい者福祉施設整備費補助金により、障害者支援施設の大規模修繕への補助（平成24年度：2件、126,766千円、平成25年度：2件、44,281千円）を実施した。 | | | | |
| ②第三者評価の受審の促進を図り、第三者評価受審件数は平成23年度3件、平成24年度9件、平成25年度12件（見込み）の増加となった。 | | | | |
| (5) 家族に対する支援 | | | | |
| ①市町村地域生活支援事業のうち、障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする日中一時支援事業について、県は事業費の4分の1、国は2分の1の財政支援を行った。 | | | | |
| ②相談支援従事者初任者研修において、障がい児の母親の経験談のカリキュラムを設けた。相談支援従事者現任研修において、精神障がいのある方とその母親に研修会場に来ていただき、当該親子に関する模擬面接やサービス等利用計画作成に係る演習を実施した。 | | | | |
| ③医療的ケアの必要な児童生徒が安心して学べる学習環境の整備と保護者の負担軽減のため、特別支援学校7校に12人（平成25年度）の看護師を配置し、医療的ケアを実施した。また、特別支援学校に通学する人工呼吸器装着児童生徒の保護者の付き添い負担を軽減するため、訪問看護ステーションから特別支援学校に看護師を派遣するための費用を補助する人工呼吸器装着児童生徒訪問看護利用補助事業を開始した。（平成25年度） | | | | |

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 I - 2

| 施策名 | I | 保健・医療及び地域生活支援体制の充実 | | | | 重点施策 | | | | |
|---|------------------------------------|--------------------|------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|--|--|
| | 2 | 地域生活支援の充実 | | | 重点施策 | ★ | | | | |
| (6)所得保障制度の周知 | | | | | | | | | | |
| ・公的年金制度や各種手当制度等の制度概要をわかりやすく記載した冊子「障がい福祉のしおり」を約3万部（平成23年度：11600部、平成24年度：6600部、平成25年度：11700部）作成し、市町村等を通じて障がい者本人へ周知するとともに、その内容を熊本県障がい保健福祉ホームページに掲載して広く一般へ周知した。 | | | | | | | | | | |
| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度 決算額 | H25年度 予算額 | H26年度 予算額 | | | | | |
| (1) | 精神障がい者地域移行支援事業 | 障がい者支援課 | 5,377 | 2,718 | 2,658 | | | | | |
| (2)(4) | 障がい者福祉施設整備費補助事業 | 障がい者支援課 | 174,821 | 214,942 | 212,014 | | | | | |
| (2) | 熊本県障がい者住宅改造助成事業 | 障がい者支援課 | 6,443 | 7,175 | 7,182 | | | | | |
| (4) | 福祉サービス第三者評価推進事業 | 福祉のまちづくり室 | 745 | 2,605 | 2,200 | | | | | |
| (3)(5) | 市町村地域生活支援事業 ※決算・予算額は全体額 | 障がい者支援課 | 209,285 | 211,519 | 217,443 | | | | | |
| (2)(4) | 障害者自立支援基盤整備事業 | 障がい者支援課 | 667,831 | — | — | | | | | |
| (5) | 相談支援従事者研修事業 | 障がい者支援課 | 2,531 | 3,441 | 1,019 | | | | | |
| (5) | ほほえみスクールライフ支援事業 | 特別支援教育課 | 24,565 | 37,910 | 46,289 | | | | | |
| (6) | 法行事務費（障がい保健福祉ホームページ管理保守業務委託） | 障がい者支援課 | 341 | 341 | 350 | | | | | |
| (6) | 法行事務費（障がい福祉のしおり作成） | 障がい者支援課 | 791 | 1,200 | 870 | | | | | |
| 第4期障がい者計画数値目標進捗状況 | | | | | | | | | | |
| NO | 項目 | 単位 | 策定期 | 進捗状況（各年度末） | | | | H26末 目標値 | | |
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | H25末 | | | |
| 2 | 地域生活に移行した施設入所者数 | 累計人数 | 374 (進捗率(%) | 469 46.0% | 618 60.6% | 692 67.8% | 736 72.2% | 1,020 | | |
| 3 | 地域生活に移行した退院可能精神障がい者数 | 累計人数 | 549 (進捗率(%) | 559 89.4% | 565 90.4% | — | — | 625 (H23末) | | |
| 3-2 | 1年未満入院者の平均退院率 | 割合 | — (進捗率(%) | — | — | 72.5% | — | 77% | | |
| 3-3 | 5年以上かつ65歳以上の退院者数 | 累計人数 | — (進捗率(%) | — | — | 94.2% | 0.0% | 288 | | |
| 4 | 入所施設（施設入所支援）の入所定員の削減数（平成18年度からの累計） | 累計人数 | 37 (進捗率(%) | 87 25.6% | 365 107.4% | 395 116.2% | 422 124.1% | 340 | | |
| 5 | グループホーム・ケアホーム | 利用定員数 | 1,306 (進捗率(%) | 1,459 61.7% | 1,942 82.2% | 2,118 89.6% | 2,292 97.0% | 2,363 | | |
| 6 | ホームヘルプ | 年間利用延べ時間 | 401,268 (進捗率(%) | 435,689 59.4% | 512,092 69.9% | 492,864 67.2% | — 0.0% | 732,930 | | |
| 7 | ショートステイ | 年間利用延べ日数 | 21,840 (進捗率(%) | 33,870 75.9% | 24,788 55.5% | 25,926 58.1% | — 0.0% | 44,628 | | |
| 8 | 生活介護 | 利用定員数 | 1,477 (進捗率(%) | 2,302 35.9% | 3,966 61.8% | 4,266 66.5% | 4,523 70.5% | 6,414 | | |
| 9 | 自立訓練（機能訓練） | 利用定員数 | 52 (進捗率(%) | 52 52.5% | 62 62.6% | 52 52.5% | 35 35.4% | 99 | | |
| 10 | 自立訓練（生活訓練） | 利用定員数 | 264 (進捗率(%) | 279 50.9% | 396 72.3% | 414 75.5% | 382 69.7% | 548 | | |
| 11 | 就労移行支援 | 利用定員数 | 431 (進捗率(%) | 455 69.5% | 623 95.1% | 718 109.6% | 757 115.6% | 655 | | |
| 12 | 就労継続支援（A型） | 利用定員数 | 784 (進捗率(%) | 903 53.8% | 1,241 73.9% | 1,767 105.2% | 2,231 132.8% | 1,680 | | |
| 13 | 就労継続支援（B型） | 利用定員数 | 1,682 (進捗率(%) | 1,947 48.1% | 2,421 59.8% | 2,568 63.4% | 2,806 69.3% | 4,050 | | |
| 14 | 児童デイサービス | 年間利用延べ日数 | 42,956 (進捗率(%) | 83,464 129.1% | 61,910 95.8% | — — | — — | 64,656 (H23末) | | |
| 15 | 療養介護 | 利用定員数 | 72 (進捗率(%) | 72 10.7% | 667 98.7% | 753 111.4% | 753 111.4% | 676 | | |

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 I - 2

| 施策名 | I | 保健・医療及び地域生活支援体制の充実 | | | | | | | 重点施策 | ★ |
|--|-----------------------------|--------------------|--------------------------|---|----------------------------|--------------------------|--|--|---------------|---|
| | 2 | 地域生活支援の充実 | | | | | | | | |
| 16 | サービス利用計画費支給者数 | 人 | 34 〔進捗率 (%)〕 73.8% | 177 〔進捗率 (%)〕 141.3% | 339 〔進捗率 (%)〕 100.0% | | | | 240 (H23末) | |
| 16-2 | 計画相談支援利用者数 | 年間利用者数 | - 〔進捗率 (%)〕 | | 245 〔見込み〕 9.0% | | | | 2,717 | |
| 17 | 福祉サービス第三者評価受審事業者件数（障がい福祉関係） | 件数 | 23 〔進捗率 (%)〕 72.1% | 31 〔進捗率 (%)〕 79.1% | 43 〔進捗率 (%)〕 100.0% | 55 〔見込み〕 127.9% | | | 43 | |
| 18 | ペアレントメンター登録数 | 人数 | 0 〔進捗率 (%)〕 0.0% | 0 〔進捗率 (%)〕 32.0% | 8 〔進捗率 (%)〕 64.0% | 16 〔進捗率 (%)〕 92.0% | | | 25 | |
| 1-14 関連 | 児童発達支援 | 利用定員数 | - 〔進捗率 (%)〕 | | 435 〔見込み〕 — | 455 〔見込み〕 — | | | — | |
| 1-14 関連 | 福祉型児童発達支援センター | 利用定員数 | - 〔進捗率 (%)〕 | | 145 〔見込み〕 — | 129 〔見込み〕 — | | | — | |
| 1-14 関連 | 医療型児童発達支援センター | 利用定員数 | - 〔進捗率 (%)〕 | | 20 〔見込み〕 — | 20 〔見込み〕 — | | | — | |
| 1-14 関連 | 放課後等デイサービス | 利用定員数 | - 〔進捗率 (%)〕 | | 465 〔見込み〕 — | 555 〔見込み〕 — | | | — | |
| 1-14 関連 | 保育所等訪問看護 | 施設数 | - 〔進捗率 (%)〕 | | 10 〔見込み〕 — | 17 〔見込み〕 — | | | — | |
| 施策の進捗に関する評価 | | | | 施策を推進するにあたっての課題等 | | | | | | |
| (1) 地域移行への支援 ②地域移行支援アドバイザーを県内に2名配置した。 | | | | (1) 地域移行への支援 ②精神保健福祉法の改正が行われ、新たに精神科病院の管理者に、退院後生活環境相談員の設置等の地域移行の取組みが義務付けられ、県において当該相談員の研修も必要となることから、今後当該研修の実施について関係団体と連携して取り組む必要がある。 | | | | | | |
| (2) 「住まい」の場の確保 ①グループホーム・ケアホームの定員数が増加し(H24.3 : 1,942人→H25.3 : 2,118人→H26.3 : 2,292人)、地域生活への移行が着実に進んだ。 | | | | (2) 「住まい」の場の確保 ①第3期障がい福祉計画に定めるグループホームの定員数 (H26.3末 : 2,363人) の確保に向け、さらなるグループホームの整備が必要。 | | | | | | |
| (3) 在宅サービスの充実 ・毎年度、熊本県内の市町村では日常生活用具等給付事業の給付対象となっていない気管食道シャント手術後のメンテナンス用品について、市町村に他県の取組状況等の情報提供を行うなど、市町村における取組みの推進に向けた支援を行った。 | | | | (3) 在宅サービスの充実 ・地域生活支援事業については、国庫補助率が8割弱程度であるため、引き続き国に補助率100%を要していく必要がある。 | | | | | | |
| (4) 施設サービスの充実 ①障害者支援施設の大規模修繕、改修・増築等が進み、施設利用者のサービスの質の向上につながった。 ②第三者評価の受審については、障がい関係施設への普及啓発の効果により、目標を達成し、順調に増加している。 | | | | (4) 施設サービスの充実 ①障害者支援施設の整備については、優先順位を付け、早急に対応していく必要がある。 ②福祉サービス第三者評価制度の継続的な受審を図るため、更なる普及啓発が必要。 | | | | | | |
| (5) 家族に対する支援 ①日中一時支援の中でも、医療的ケアが必要な障がい児(者)の受け入れが進むよう、実施主体の市町村に対し、委託料の見直しを依頼した。 ②研修受講者（相談支援従事者初任者研修（講義）572名・3年度合計、相談支援従事者現任研修137名・3年度合計）については、障がい者の家族に対する理解が進んだと思われる。 ③看護師配置により、対象児生徒52人に対する安全なケアの実施と保護者の負担軽減を図ることができた。また、新しく開始した人工呼吸器装着児生徒訪問看護利用補助事業により、保護者の負担軽減を一部図ることができた。 | | | | (5) 家族に対する支援 ①医療的ケアが必要な障がい児(者)の日中一時支援の充実が図られるよう、実施主体の市町村と連携していく必要がある。 ②障がい当事者のプライバシーの保護について、配慮する必要がある。 | | | | | | |
| (6) 所得保障制度の周知 — | | | | (3) 医療的ケアを必要とする児童生徒が増加傾向にあり、その状況も様々であるため、事業計画・実施にあたっては、安全安心な医療的ケアの実施が最優先である。 (6) 所得保障制度の周知 — | | | | | | |

| | | | | |
|-----|---|--------------------|------|---|
| 施策名 | I | 保健・医療及び地域生活支援体制の充実 | 重点施策 | ★ |
| | 2 | 地域生活支援の充実 | | |

今後の方向性

(1) 地域移行への支援
 ②退院後生活環境相談員の研修の実施について関係団体と連携して取り組む。

(2) 「住まい」の場の確保
 ①グループホームの整備を図るため、補助事業を継続して実施するとともに、第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）においてグループホームの利用者見込みを適正に設定する。

(3) 在宅サービスの充実
 ・日常生活用具等給付事業が円滑に行われるよう、引き続き市町村に支援を行う。

(4) 施設サービスの充実
 ①障がい者福祉施設整備費補助金により、増築や賃貸物件の改修も含めた施設整備を図るとともに、入所者の安心・安全を確保する観点から、耐震化整備及びスプリンクラー整備への対応も併せて行う。
 ②基準条例により努力義務化されたこと等の周知を図り、福祉サービス第三者評価の受審件数増加を目指す。

(5) 家族に対する支援
 ①市町村と連携し、日中一時支援の中でも、医療的ケアが必要な障がい児（者）の受け入れを促進し、在宅で医療的ケアが必要な障がい児（者）を介護する家族等が安心してレスパイト（休息）をとれる体制の整備を図る。
 ②引き続き、プライバシーの保護に配慮しながら、障がい者の家族を理解するためのカリキュラムを研修内容に取り入れていく。
 ③学校・医療機関・保護者等との連携を図りながら、安全安心な学習環境の確保を行う。
 人工呼吸器装着児童生徒訪問看護利用補助事業については、対象者が増える可能性を鑑みて、事業に協力してもらえる訪問看護ステーションの拡大のため、理解啓発を図る。

(6) 所得保障制度の周知
 ・「障がい福祉のしおり」を年度初めに作成し、市町村等を通じて障がい者本人に配布・周知するとともに、その内容を熊本県障がい保健福祉ホームページに掲載して広く一般へ周知していく。

※障害者施策推進審議会における意見

| | |
|------|--|
| 主な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい児（者）介護者レスパイトケア支援事業の補助単価についての県の考え方に関して、福祉型短期入所をイメージしているようだが、短期入所の福祉型と医療型の間では、単価的にも非常に大きな開きがあり、医療的ケアというのはその中間ぐらいのケアをする必要があるので、補助単価について御検討いただきたい。（H25.5.31審議会） ・重度障がい児（者）介護者レスパイトケア支援事業の事業者への周知について、市町村からの周知ばかりでなく、県からの周知や、県が周知のビラをつくって市町村へ提供するなど市町村からの周知への支援をお願いしたい。（H25.5.31審議会） ・グループホームのスプリンクラー設置に関しては、熊本県では、管轄の消防署ごとに消防法の捉え方が違う。（基準の統一化に向けて）県がもう少し関与した方が良いのではないか。（H25.5.31審議会） ・障がい者計画の実施状況からは、行動援護の達成状況が分からず。現実的に、熊本県の行動援護は全く進んでおらず、そこが進んでいないということは、熊本県は障がい者の社会参加促進が閉ざされていると見られてしまうという問題がある。（H25.5.31審議会） ・行動援護の達成状況の把握のためにも、ホームヘルプの内訳ごとの達成率を示してほしい。（H25.5.31審議会） ・住宅の整備に関して、住宅管理の部署と、消防と、障がい関係の部署の3つが共通認識を持つていただくよう連携を検討してほしい。（H25.5.31審議会） ・重度訪問介護の対象者を拡大するにあたっては、強度行動障がいに関する事業者の知識や介護の仕方などがある程度必要になってくるのではないか。（H25.5.31審議会） ・介護保険で要支援が見込まれる場合、介護保険の介護サービスを使わずに、身体障害者手帳を申請して障害者総合支援法のサービスを受けたいという方が結構いる。そうなってくると、障がい者計画の数値目標が変わってくると思う。（H25.5.31審議会） |
| | （参考） |
| | ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。 |
| | ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。 |
| | ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。 |
| | ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。 |
| | |
| | |
| | |
| | |

- （参考）
- ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。
- 検証・評価の視点

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 I - 3

| 施策名 | I 3 | 保健・医療及び地域生活支援体制の充実 相談支援体制の充実 | 重点施策 | |
|--|---------|--|------|--|
| | 施策目的・概要 | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | |
| 地域における相談支援体制の充実に向けて相談支援事業所と関係機関の連携を図るとともに、相談支援を担う人材の確保と資質の向上を図る。 | | <p>①地域における相談支援体制の充実 地域自立支援協議会に専門アドバイザーを派遣し、協議会の運営や地域の課題への指導、助言等を行う。</p> <p>②相談支援に携わる人材の資質向上 相談支援従事者研修を実施し、人材の育成を図る。 また、県自立支援協議会に今年度新たに研修企画部会を設置し、研修の質の向上を図る。</p> <p>③民生委員・児童委員の資質向上 民生委員・児童委員について、福祉全般の一次的対応（専門機関等への連絡、基礎的な相談に対する応答）が適切にできるよう、研修等を実施して育成に努める。</p> <p>④身体・知的障がい者相談員の資質向上 障がい児（者）及びその家族の身近な地域で相談業務に適切に応じるとともに、障がい児（者）の地域活動の推進や障がい者福祉の普及、啓発等に積極的に取り組むことができるよう、身体・知的障がい者相談員の育成に努める。</p> | | |
| 主な成果・達成状況 | | <p>①平成23年度は、有明地域自立支援協議会に10回、阿蘇地域自立支援協議会に1回アドバイザーを派遣し、協議会運営等に対して助言・指導を実施した。 また、平成24年度は、水俣・芦北地域自立支援協議会に1回、人吉・球磨地域自立支援協議会に1回、天草地域自立支援協議会に2回アドバイザーを派遣し、協議会運営等に対して助言・指導を実施した。 平成25年度は、地域自立支援協議会事務局担当者会議を開催して情報交換を行い、課題の共有化を図った。</p> <p>②相談支援従事者初任者研修（全日程）修了者数288名（3年度合計）。現任研修修了者数137名（3年度合計）。 平成24年度末に自立支援協議会研修企画部会を設置し、平成25年度は計7回部会を開催し、研修内容等について協議した。</p> <p>③県内の民生委員・児童委員（熊本市を除く）を対象に4つの研修を実施。 ○県実施：一般研修会（全民生委員）、新任研修会（H24.1～12委嘱分） ○県社会福祉協議会実施（県委託）：市町村民生委員児童委員協議会会长研修、民生委員児童委員大学講座（主に2期目以上の者） 福祉全般の一次的な対応が適切にできるよう、複雑・多様化したテーマの研修に取り組むことで、知識及び資質の向上につながった。</p> <p>④障害者社会参加推進センター設置事業実績（平成25年度） 障がい者110番相談件数：延べ92件、結婚相談件数：102件 障がい者相談員研修会実績（平成25年度） 平成25年7月 身体障がい者相談員研修会（ブロック別）123名参加 平成25年10月 知的障がい者相談員研修会 70名参加 平成26年2月 身体障がい者相談員研修会（市町村と合同） 173名参加</p> | | |

施策を構成する主な事業（単位：千円）

| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度決算額 | H25年度予算額 | H26年度予算額 |
|------|-------------------------------|-----------|----------|----------|----------|
| ① | 自立支援協議会設置運営経費 | 障がい者支援課 | 284 | 700 | 665 |
| ① | 特別アドバイザー派遣事業 | 障がい者支援課 | 150 | — | — |
| ② | 相談支援従事者研修事業 | 障がい者支援課 | 2,531 | 3,441 | 1,019 |
| ③ | 民生委員費（指導訓練事業等） | 福祉のまちづくり室 | 1,231 | 2,856 | 2,164 |
| ④ | 障害者社会参加推進センター設置事業（「障がい者110番」） | 障がい者支援課 | 4,324 | 4,341 | 4,331 |
| ④ | 身体障がい者相談員活動強化事業 | 障がい者支援課 | 298 | 298 | 298 |
| ④ | 知的障がい者相談員活動強化事業 | 障がい者支援課 | 153 | 153 | 153 |

| | | | |
|-----|---|--------------------|------|
| 施策名 | I | 保健・医療及び地域生活支援体制の充実 | 重点施策 |
| | 3 | 相談支援体制の充実 | |

第4期障がい者計画数値目標進捗状況

| NO | 項目 | 単位 | 策定時 | 進捗状況（各年度末） | | | | H26末 目標値 |
|----|----|----|-----|------------|------|------|------|-------------|
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | H25末 | |
| | | | | （進捗率（%）） | | | | |

施策の進捗に関する評価

①アドバイザーの派遣により、地域自立支援協議会の運営及び相談支援体制整備の一助となった。また、地域自立支援協議会事務局担当者会議を開催することにより、課題の共有化が図れた。

②相談支援従事者初任者研修について、平成25年度は受講定員を倍増させた。また、研修企画部会を開催していくことにより、相談支援専門員とサービス管理責任者の相互理解が進んだ。

③福祉全般の一次的な対応が適切にできるよう、複雑・多様化したテーマの研修に取り組むことで、知識及び資質の向上につながった。

④障がい者相談員の研修会を実施したところ、延べ約370人が参加し、相談員の資質向上につながった。

施策を推進するにあたっての課題等

①一

②相談支援事業者初任者研修について、受講したもののが相談支援事業所の相談員として従事していない者が多数みられる。

③民生委員・児童委員の活動内容が複雑化していることや地域の支えあいが希薄化している現状から、民生委員・児童委員の活動が多様化しており、担い手不足が懸念されている。

④障がい者相談員の高齢化が進み、相談員の担い手が減少している。

今後の方向性

①来年度以降も地域自立支援協議会事務局担当者会議を開催し、情報、課題の共有化を図る。

②相談支援従事者初任者研修の修了者の相談支援事業所への就業率を高めるため、受講申し込みの際の事前審査を強化する。

③福祉全般の一次的な対応が適切にできるよう、今後も民生委員・児童委員研修等を通して、資質の向上を図っていく。

④障がい者相談員研修会を行い、引き続き、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見

- 相談支援事業者に繋ぐ前の段階での相談支援に係る人材の教育・研修を行うと、相談支援事業者に繋ぐ前の段階で十分な対応をきめ細かにとれるのではないか。（H24.10.16審議会）

参考 検証

①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。

②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。

③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。

④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

評価の視点

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 I - 4

| 施策名 | I | 保健・医療及び地域生活支援体制の充実 | 重点施策 | ★ | | | | | |
|--|--------------------|---|--------------|--------------|--------------|--|--|--|--|
| | 4 | 新たな障がいに対する支援 | | | | | | | |
| 施策目的・概要 | | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | | | | | | |
| (1)発達障がい者への支援 発達障がい者支援のための早期発見の推進、早期療育体制の整備、ライフステージに沿った支援及び普及啓発等の取組みを推進する。 | | (1)発達障がい者への支援 ①第4期熊本県障がい者計画の理念を踏襲し、ライフステージ毎の基本的方向性をまとめる。 ②保護者向けの啓発リーフレット、市町村保健師が1歳6か月・3歳児健診で発達障がい児を早期発見・早期支援するためのマニュアル、更に保育所や幼稚園で早期気づきと支援ができるためのガイドブックを作成する。 ③発達障がい者支援セミナーの開催を通じた普及・啓発を行う。 ④医師等を対象とする発達障がい研究会の開催等を通じた普及・啓発を行う。 ⑤保護者支援のためのペアレントメンターを養成する。 | | | | | | | |
| (2)高次脳機能障がい者への支援 高次脳機能障がい者のための相談支援体制の充実、関係者への研修等を推進する。 | | (2)高次脳機能障がい者への支援 ①市町村や指定相談支援事業所等の職員に対して説明会を開催し、障害者総合支援法における高次脳機能障害支援普及事業の位置づけ等の再確認を行う。 ②4保健所3会場において、保健医療福祉関係者を対象に研修会を開催し、高次脳機能障がいについての理解の促進とネットワークの強化を図る。 | | | | | | | |
| 主な成果・達成状況 | | | | | | | | | |
| (1)発達障がい者への支援 ①県の発達障がいに関する取組の方向性を示した発達障がい者支援基本指針を策定（平成24年度）。 障がい保健福祉ホームページに発達障がいの項目を設けるなどの改修を実施（平成24年度）。 ②保護者への発達障がい理解促進のための「啓発リーフレット」、市町村保健師が1歳6か月、3歳児健診で発達障がいを早期発見、早期支援するための「マニュアル」を作成し、各圏域ごとの研修を通して周知を行った。更に、保育所、幼稚園で活用できる早期気づきと支援に向けた「ガイドブック」を作成し、県内全園に配付した。また、保健師のスキル向上を図るために毎年度研修会を開催した（参加者実績：平成23年度45人、平成24年度107人、平成25年度151人）。 ③「発達障がい者支援セミナー」を熊本市、八代市、玉名市、上天草市で開催（平成23～25年度）。特に平成25年度は、熊本市と連携してライフステージごとにシリーズ化して計4回開催。 ④医師等を対象に、症例・事例発表等を行う「発達障がい研究会」を開催（平成23～25年度）。 ⑤（福）三気の会に委託して「ペアレントメンター養成研修等事業」を実施。（実績：球磨圏域（平成23年度、8人登録）、天草圏域（平成24年度、8人登録）、鹿本圏域菊池圏域（平成25年度、7人登録）） ・発達障がい者にやさしい環境づくり事業により、コミュニケーションヘルプカード、サポートファイル等の支援ツールを作成して、市町村等に配付した（平成24年度）。 ・北部発達障がい者支援センター「わっふる」（（福）三気の会）が「発達障がい支援者養成講座」を毎年度実施し、合計81人が修了（平成23～25年度）。 ・八代市に南部発達障がい者支援センター「わるつ」を新設し、運営業務を（福）清流会に委託（平成25年度～）。 | | | | | | | | | |
| (2)高次脳機能障がい者への支援 ①市町村や指定相談支援事業所等の職員に対して説明会を開催し、障害者総合支援法における高次脳機能障害支援普及事業の位置づけ等の再確認を行った。（平成23～25年度） ②各保健所単位で、保健医療福祉関係者を対象に研修会を開催し、高次脳機能障がいについての理解の促進とネットワークの強化を図った。（平成23～24年度） | | | | | | | | | |
| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度 決算額 | H25年度 予算額 | H26年度 予算額 | | | | |
| (1) | 発達障がい者支援基本指針策定事業 | 障がい者支援課 | 2,113 | — | — | | | | |
| (1) | 発達障がい児にやさしい環境づくり事業 | 障がい者支援課 | 1,563 | — | — | | | | |
| (1) | 発達障がい者支援体制整備事業 | 障がい者支援課 | 958 | 2,229 | 2,353 | | | | |
| (1) | 北部発達障がい者支援センター事業 | 障がい者支援課 | 24,575 | 23,348 | 27,154 | | | | |
| (1) | 南部発達障がい者支援センター事業 | 障がい者支援課 | — | 19,652 | 26,675 | | | | |
| (1) | 発達障がい児早期発見・早期支援事業 | 子ども未来課 | 956 | 1,507 | 1,474 | | | | |
| (1) | すこやか育児支援事業 | 子ども未来課 | 22 | 278 | 278 | | | | |
| (2) | 熊本県高次脳機能障害支援普及事業 | 障がい者支援課 | 5,398 | 5,398 | 5,398 | | | | |

| | | | | |
|-----|---|--------------------|------|---|
| 施策名 | I | 保健・医療及び地域生活支援体制の充実 | 重点施策 | ★ |
| | 4 | 新たな障がいに対する支援 | | |

第4期障がい者計画数値目標進捗状況

| NO | 項目 | 単位 | 策定時 | 進捗状況（各年度末） | | | | H26末 目標値 |
|----|-----------------|----|---------|------------|-------|-------|-------|-------------|
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | H25末 | |
| 19 | 発達障がい支援者養成講座修了者 | 人数 | 0 | 20 | 35 | 53 | 81 | 100 |
| | | | (進捗率(%) | 20.0% | 35.0% | 53.0% | 81.0% | |

施策の進捗に関する評価

施策を推進するにあたっての課題等

(1) 発達障がい者への支援

- ・発達障がい児・者のライフステージに応じた総合的な支援を実施するための「発達障がい者支援基本指針」を策定し、今後の支援に関する事業の方向性を示すことができた。
- ・県南地域における基幹的な相談支援機関である南部発達障がい者支援センター「わるつ」の新設により、県南地域の利用者の利便性を図ることができた。

(1) 発達障がい者への支援

- ・発達障がい者支援に関する国の施策の動向を注視しながら、市町村と協力した地域における細やかな支援施策の具体化を図る必要がある。
- ・発達障がい児・者やその家族、支援関係者からの丁寧な意見聴取を今後も継続することで、発達障がい者等に有効な支援施策を実施する必要がある。
- ・市町村保健師が早期発見・早期支援マニュアルを活用し、各園では保育所・幼稚園向けのガイドブックを活用し、児童や保護者への支援を推進する。また、保護者自身も特性に応じて子育てできるように関わり方のスキルを身につけていく必要がある。

(2) 高次脳機能障がい者への支援

- ・保健医療福祉関係者の高次脳機能障がいに対する理解が深まり、地域のネットワークの強化が図られた。

(2) 高次脳機能障がい者への支援

- ・引き続き、高次脳機能障がいに対する普及啓発、研修会の開催等を行っていく必要がある。

今後の方向性

(1) 発達障がい者への支援

- ・こども総合療育センター、南部及び北部の発達障がい者支援センターの連携を図ることで、地域療育センター等の地域における支援機関の相談支援能力の向上を図る取組みを実施する。
- ・身近な地域において適切な診療が受けられるように、小児科医と精神科医が連携した医療体制の整備を図る。
- ・保護者が、児童の特性に応じて対応できるように子育て支援ブックを作成する。

(2) 高次脳機能障がい者への支援

- ・高次脳機能障がい者への支援市町村等の相談窓口のスキルアップと地域のネットワークの強化を図るために、高次脳機能障がいに対する普及啓発、研修会の開催等を行っていく。

※障害者施策推進審議会における意見

| | |
|------|---|
| 主な意見 | ・障がい者を支えるためには人づくり、人材育成に取り組んで、いかに子どもの障がいの特性を見極めて、障がいに応じて、愛情を持って一生懸命取り組むかが何よりも重要。数字には見えてこないが熱意がある方をぜひ障がい者福祉分野で活躍していただけるよう取り組んでいただきたい。（H24.10.16審議会） |
| | |

- (参考)
 檢証
 評価の視点
- ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
 - ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
 - ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
 - ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 I - 5

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 1-5

| | | | |
|-------------------|----------------------|------|--|
| 施策名 | I 保健・医療及び地域生活支援体制の充実 | 重点施策 | |
| | 5 福祉人材の養成・確保 | | |
| ※障害者施策推進審議会における意見 | | | |
| 主な意見 | | | |

- (参考)
検証
評価の視点

 - ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
 - ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
 - ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
 - ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 II-1

| 施策名 | II | 安心して暮らせる社会環境の整備 | 重点施策 | | |
|---|------------------------|---|----------|----------|----------|
| | 1 | 教育の充実 | | | |
| 施策目的・概要 | | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | | |
| <p>(1) 支援体制の充実と的確な支援の実施 学校や地域レベル、県レベルの支援体制の充実を図るとともに、幼児児童生徒に対して的確な支援を実施する。 また、専門的知識を有する指導員の配置に対し、市町村への補助を実施することで、放課後児童クラブにおける障がい児の受入を推進する。</p> <p>(2) 専門性の向上 特別支援学級や特別支援教育コーディネーター等、特別支援教育に携わる教員等の専門性を高めるための研修の充実を図る。</p> <p>(3) 理解啓発の促進 研修や啓発資料の作成・配付などにより、理解啓発を図る。</p> <p>(4) 連携体制の強化 学校間、医療、福祉、労働等の関係機関との連携強化により、指導支援の充実を図る。</p> | | <p>(1) 支援体制の充実と的確な支援の実施 ①高等学校における支援体制及び指導支援の充実を図る。</p> <p>②放課後子どもプラン推進事業研修会及び放課後児童クラブ指導員研修会を開催し、放課後児童クラブ指導員等に対して、発達障がいなど障がいのある児童への理解と対応を促す。</p> <p>③市町村への事業説明会等において、放課後児童クラブにおける障がい児の受入に係る補助事業について周知・説明する。</p> <p>(2) 専門性の向上 経験年数3年以下の特別支援学級担任の専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 理解啓発の促進 教員等を対象とする特別支援教育セミナーを開催し、専門性の向上及び理解啓発を図る。</p> <p>(4) 連携体制の強化 関係機関と一層の連携を深め、生徒の就職支援、早期離職防止を図る。</p> | | | |
| 主な成果・達成状況 | | | | | |
| <p>(1) 支援体制の充実と的確な支援の実施 ①個別の教育支援計画の作成率については、目標値は達成した。本計画の活用については、児童生徒の効果的な指導支援のために、一層充実を図る必要がある。 学校が把握する発達障がい等の診断のある幼児児童生徒について、個別の教育支援計画等を作成し、進学先への引継ぎを確実に行うよう教員対象の研修会で演習を行ったり、学校へ通知したりして周知を図った。（平成25年度）</p> <p>②放課後子どもプラン推進事業研修会及び放課後児童クラブ指導員研修会（平成25年度～）を開催し、障がい児に係る研修を実施した。</p> <p>③市町村に対し、障がい児受入のための専門的知識を有する指導員の配置に係る補助を実施した。 (平成24年度実績：24市町村、131クラブ、平成25年度実績：25市町村、144クラブ)</p> <p>(2) 専門性の向上 ・特別支援学級等の経験年数が3年未満の担当者を対象にした「特別支援教育基礎講座」を特別支援学校16校で開講し、約420人が受講した。（平成24年度）</p> <p>(3) 理解啓発の促進 ・夏季休業期間に、県内10カ所で、特別支援教育セミナーを実施。高等学校における特別支援教育の実施や発達障がいの理解、通常の学級における支援の在り方など、地域ごとにテーマを設けて実施し、合計約2,700人の参加があった。（平成24年度）</p> <p>高校への支援については、新たに「高等学校支援事業」を立ち上げ、専門家講師を派遣して校内研修を実施（17校）したり、先進校視察研修を実施（4校）したりして、障がい理解や先進的な取組を学ぶ機会を充実させることができた。また、先進校視察研修を実施した学校には、県の会議において報告するなどして他校へ広める機会をつくった。そうした成果もあり、わずかであるが、個別の教育支援計画等の作成率も向上している。（平成25年度）</p> <p>(4) 連携体制の強化 ・県立特別支援学校（分教室を含む）3校にキャリアサポートセンターを配置し、就職支援を強化したことにより、就職を希望する生徒の就職率が向上するなどの効果が現れている。（平成24年度）</p> | | | | | |
| 施策を構成する主な事業（単位：千円） | | | | | |
| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度決算額 | H25年度予算額 | H26年度予算額 |
| (1)～(3) | 特別支援教育総合推進事業 | 特別支援教育課 | 2,264 | 2,427 | 2,466 |
| (1) | 放課後児童クラブ支援事業（※他施策も含む） | 子ども未来課 | 133,298 | 156,029 | 169,375 |
| (4) | 特別支援学校キャリアサポート事業 | 特別支援教育課 | 5,912 | 6,652 | 6,887 |
| (4) | ほほえみスクールライフ支援事業（I-2再掲） | 特別支援教育課 | 24,565 | 37,910 | 46,286 |

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 II-1

| 施策名 | II | 安心して暮らせる社会環境の整備 | | | | | | | |
|---|--|-----------------|------------------|--|----------------|----------------|----------------|-------------|--|
| | 1 | 教育の充実 | | | | | | | |
| 第4期障がい者計画数値目標進捗状況 | | | | | | | | | |
| NO | 項目 | 単位 | 策定時 | 進捗状況（各年度末） | | | | H26末 目標値 | |
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | H25末 | | |
| 20 | 個別の教育支援計画を作成している幼稚園・学校の割合（但し対象となる幼児児童生徒が在籍するところに限る） | % | 72.3 (進捗率(%)) | 90.4 110.2% | 88.8 108.3% | 86.0 104.9% | 89.1 108.7% | 82.0 | |
| 施策の進捗に関する評価 | | | | 施策を推進するにあたっての課題等 | | | | | |
| (1) 支援体制の充実と的確な支援の実施 ①個別の教育支援計画作成に関する目標値はすでに達成していることは評価できる。しかし、障がいのあるすべての幼児児童生徒一人一人の作成及び引継ぎについては十分ではない。 ③障がい児を受け入れる放課後児童クラブが着実に増加している。 | | | | (1) 支援体制の充実と的確な支援の実施 ①個別の教育支援計画については、作成や引継ぎについて平成25年度末に通知文を各学校等に発出したところだが、特に手順等を具体的に示しながら説明をする必要がある。 ③放課後児童クラブは加配指導員1名分の補助となっており、障がい児数が多い場合等への支援が不十分となっている。また、発達障がい児に対する対応について、困難を感じる指導員が多い。 (2) 専門性の向上、(3) 理解啓発の推進 高等学校においては、障がいの理解啓発は進んできたものの、具体的な実践にはまだ至っていない。平成25年度から国の委託事業である「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において鹿本農業高等学校を指定し、高校における合理的配慮の検討や提供などの実践事例を収集している。成果の検証及び普及啓発が課題である。 (4) 連携体制の強化 ・キャリアサポート事業については、就職を希望する軽度の知的障がい生徒の支援につながっている。 | | | | | |
| 今後の方向性 | | | | | | | | | |
| (1) 支援体制の充実と的確な支援の実施 ①個別の教育支援計画作成及び引継ぎについては、平成25年度末に発出した通知文を基に各校種への研修や会議の機会を通じて説明し、引継ぎの手順や方法について協議や演習を通して理解推進を図りたい。 ②③放課後児童クラブの障がい児受入に係る加配職員補助を着実に実施する他、指導員全体の障がい児対応についての知識を深めるため、指導員研修をより充実させる。 (2) 専門性の向上、(3) 理解啓発の推進 特別支援学級等の経験の浅い教員向けの研修は、研修の方法や在り方を検討したり、個別の教育支援計画の作成・活用について研修内容としたりして、充実を図る。 鹿本農業高等学校における「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」の研究推進を図り、高校における合理的配慮の検証、中高の引継ぎのあり方等を検証し、その結果について県内への普及を図る。 (4) 連携体制の強化 特別支援学校高等部へ進学していく軽度の知的障がいのある生徒は、今後も増加すると見込まれるため、そうした生徒を受け入れる体制の整備の検討、及びキャリアサポートによる職場開拓や早期離職防止に向けた取組を強化していく。 | | | | | | | | | |
| ※障害者施策推進審議会における意見 | | | | | | | | | |
| 主な意見 | 特別支援教育の専門性の向上に関して、特別支援学級が非常に増加していく中で、特別支援教育に携わった経験が少ない教員が多いと思われるので、担任を持っている教員が学んでいく研修機会の提供や、研修を受け入れる支援を展開してほしい。（H25.5.31審議会） | | | | | | | | |

- （参考）
①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- 検証
②施策の実施にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- 評価の視点
③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 II-2

| | | |
|---|--------------------|---|
| 施策名 | II 安心して暮らせる社会環境の整備 | 重点施策 |
| | 2 雇用・就労の促進 | |
| 施策目的・概要 | | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 |
| <p>(1)一般就労の促進 一般就労の促進及び職場への定着を図るために、障がい者の働きやすい環境づくりに取り組む。</p> <p>(2)福祉的就労の充実 工賃アップの取組み等、就職が困難な障がい者の働く場としての福祉的な就労の場の充実を図る。</p> | | <p>(1)一般就労の促進 ①委託先・ハローワーク等関係機関との連携を強化し、職業訓練内容のニーズ把握及び訓練生の就職率の向上を図る。 ②芦北・球磨圏域における障害者就業・生活支援センターの平成25年4月開所に向け、平成24年度中に受託法人の指定を行う。</p> <p>(2)福祉的就労の充実 「熊本県工賃アップ推進計画」の対象期間が平成23年度で終了したことから、平成24年度から平成26年度を対象期間とする新たな「熊本県工賃向上3か年計画」を策定する。計画に定める目標工賃を達成するため、今年度は特に商品力の向上、共同受発注の推進、官公需発注の促進及び福祉と農業の連携に重点的に取り組むこととしている。</p> |

主な成果・達成状況

(1)一般就労の促進

- ①委託訓練に係る就職率は、前年度と比較し向上する見込みである。（就職率確定は6月頃）
(委託先の熊本ソフトウェア(株)では、平成22年度～24年度まで就職率100%を達成し、平成25年度も100%達成見込み)
②障害者就業・生活支援センターについては、県内6カ所での支援体制を目指し、残る芦北・球磨圏域への設置に向けた取組みを進めた結果、平成25年3月に受託法人の指定を行い、同4月から水俣市に「熊本県芦北・球磨障害者就業・生活支援センターみなし」が業務を開始した。

(2)福祉的就労の充実

- ・平成24年8月に「熊本県工賃向上3か年計画」を策定し、実態に即した目標工賃（従来は工賃月額のみ→月額+時給）を設定するとともに、商品力向上による販路拡大（研修やアドバイザー派遣等）、共同受発注体制の確立と活用（授産団体と連携した共同受発注体制の確立、商品カタログ、応援企業等ステッカー作成等）、官公需による発注拡大（熊本県障がい者優先調達推進方針の作成、方針の周知と方針に基づく全庁的な調達の推進等）及び福祉と農業が連携した取組み（「熊本県地域農業サポート制度」「くまモンおやつプロジェクト」「くまもと里モノプロジェクト」等農林水産部が実施する事業の就労支援事業所等への周知、「障がい者職場実習促進事業」における農業法人等への補助、九州農政局が開催する「農業分野における障がい者就労に関する意見交換会」等への参画等）を進めた。

施策を構成する主な事業（単位：千円）

| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度決算額 | H25年度予算額 | H26年度予算額 |
|------|-------------------|---------|----------|----------|----------|
| (1) | 障がい者職業能力開発事業 | 産業人材育成課 | 27,558 | 38,215 | 46,223 |
| (1) | 委託訓練事業 | 産業人材育成課 | 8,195 | 9,279 | 9,537 |
| (1) | 障害者就業・生活支援センター事業 | 労働雇用課 | 23,761 | 31,828 | 33,484 |
| (1) | 障がい者就業・生活支援サポート事業 | 労働雇用課 | 3,920 | - | - |
| (1) | 職場適応訓練事業 | 労働雇用課 | 0 | 2,741 | 1,820 |
| (1) | 障がい者雇用優良事業所等知事表彰 | 労働雇用課 | 67 | 80 | 75 |
| (1) | 障がい者ジョブサポート事業 | 労働雇用課 | 3,221 | - | - |
| (1) | 地域雇用創出支援事業 | 労働雇用課 | 4,097 | 6,347 | 6,029 |
| (2) | 工賃向上計画支援事業 | 障がい者支援課 | 7,142 | 8,440 | 3,217 |

第4期障がい者計画数値目標進捗状況

| NO | 項目 | 単位 | 策定期 | 進捗状況（各年度末） | | | | H26末目標値 |
|----|---------------------|----|----------|------------|--------|--------|--------|---------|
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | H25末 | |
| 21 | 法定雇用率達成企業の割合 | % | 58.0 | 59.0 | 56.5 | 54.4 | 51.5 | 63.0 |
| | | | （進捗率（%）） | 93.7% | 89.7% | 86.3% | 81.7% | |
| 22 | 障害者就業・生活支援センターの登録者数 | 人数 | 1,241 | 1,503 | 1,711 | 1,966 | 2,409 | 1,600 |
| | | | （進捗率（%）） | 93.9% | 106.9% | 122.9% | 150.6% | |
| 23 | ハローワークにおける障がい者の就職件数 | 件数 | 1,048 | 1,225 | 1,266 | 1,558 | 1,950 | 1,500 |
| | | | （進捗率（%）） | 81.7% | 84.4% | 103.9% | 130.0% | |
| 24 | 障がい者委託訓練事業の受講者数 | 人数 | 82 | 99 | 89 | 79 | 70 | 100 |
| | | | （進捗率（%）） | 99.0% | 89.0% | 79.0% | 70.0% | |

| 施策名 | II | 安心して暮らせる社会環境の整備 | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------------|------------------|-----|---|-----|------|---------------|--|--|--|--|
| | 2 | 雇用・就労の促進 | | | | | 重点施策 | | | | | |
| 25 | 一般就労に移行した施設利用者数 | 年間 人数 | 80 (進捗率 (%)) | 108 | 95 | 139 | 153 | 110 139.1% | | | | |
| 施策の進捗に関する評価 | | | | | 施策を推進するにあたっての課題等 | | | | | | | |
| (1)一般就労の促進 ①障がい者委託訓練事業として、就職に必要な知識・実技の習得が行われており、前年度と比較し就職率は向上する見込みである。 ②障がい者の雇用者数は過去最高となったが、全体の労働者（特に短時間労働者）が増加したことから雇用率が減少し、達成企業の割合も減少した。 ③各種施策の取組みにより、センターの登録者数、ハローワークの就職件数は増加傾向にある。 | | | | | (1)一般就労の促進 ①障がい者委託訓練事業の受講応募者数が減少傾向にある。（国からの予算も減少傾向である。） ②平成25年4月から障がい者の法定雇用率が引き上げ（民間企業1.8%→2.0%）られたこともあり、法定雇用率達成企業の割合は減少した。 | | | | | | | |
| (2)福祉的就労の充実 ・H24工賃実績 月額13,563円 ・H25工賃実績及び障害者優先調達推進法に基づくH25障がい者優先調達実績の取りまとめは、6月頃となる予定 | | | | | (2)福祉的就労の充実 ・障害者優先調達推進法（平成25年4月施行）に基づき作成した「熊本県障がい者優先調達推進方針」に掲げる県の調達目標を達成するとともに、全県的な官公需発注を推進していく必要がある。 | | | | | | | |
| 今後の方向性 | | | | | | | | | | | | |
| (1)一般就労の促進 ①委託先・ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携を強化し、よりニーズに対応した訓練体制の推進及び新規委託事業の効果的な実施に努め、就職率の向上を目指す。 ②障害者就業・生活支援センターを中心、関係機関と連携し障がい者の就労支援を行う。 ③4カ年戦略に掲げる「総合的な就労支援体制の構築」に向けた取組みを実施するため、障害者就業・生活支援センターの支援員を増員する（モデル事業として平成26年度2カ所で実施）。 | | | | | | | | | | | | |
| (2)福祉的就労の充実 ・「熊本県障がい者優先調達推進方針」に掲げる県の調達目標（前年度実績を上回る）を達成するために、「随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領」の全庁への周知と活用の徹底を図るとともに、全県的な官公需発注推進のため、県内の国機関や市町村等と積極的な情報交換や障がい福祉施設の製品等の展示・商談会等を行う。 | | | | | | | | | | | | |
| ※障害者施策推進審議会における意見 | | | | | | | | | | | | |
| 主な意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターの登録者を実際に就職させるのが難しい。そのためにも、人員配置を固める、連携体制を固めることを検討いただきたい。（H24.10.16審議会） ・共同受発注の体制を固めてほしい。中小企業同友会などとのネットワーク、協力や連携を広げることを進めていけば良い。（H24.10.16審議会） ・農業との連携に関して、熊本県は農林水産部が全国的な実績を持っているので、健康福祉部と農林水産部が連携をとって、ぜひ成果を上げていただきたい。（H24.10.16審議会） ・就労支援サービス系事業所として企業的に成り立たせることについては、やはり公的な支援なしには展開できない。そのことを県にはもう一度認識をし直していただきたい。（H24.10.16審議会） ・障がい者の農業活動に関して、施策実施にあたっての課題として、コーディネーターまたは中間的な情報のセンターになっていただく方の配置の必要性があり、これが施策実施のポイントになると思う。（H25.5.31審議会） ・福祉と農業の連携は、元々農業の専門家でない方々（福祉の担当者）がすることもあり、農政部の方々と連携をとっていただきたい。その際のキーワードは、地域的な連携と、技術や情報をいかに伝え合うかというところにあり、その中で、行政が果たす役割は非常に大きいのではないかと思う。（H25.5.31審議会） ・一般就労ばかりではなく、B型事業所や生活支援というところを大切にした就労も必要なのではないか。（H25.5.31審議会） ・精神障がい者の雇用率は、制度がある程度引っ張っていかないと伸びないとと思う。精神障がい者支援に関して、熊本県は、相談支援体制の整備を含めて非常に頑張っていただいていると思うので、就労に関しても、ぜひ受け入れ側の企業についてお手伝いいただきたい。（H25.5.31審議会） ・精神障害者通所授産施設は、一般就労を目指される方だけでなく、一般就労を考えにくい高齢や重度障がいの方も多いことから、施設ができるだけ数多くいろんな種類の作業ができるような環境をつくっていただきたい。（H25.5.31審議会） ・一般的に言うと、とりわけ就労継続支援B型事業所で精神または発達障がいの方がいる事業所は出勤率が悪く、給付が低い。このことを踏まえ、就労継続支援B型事業所について、定員をどう考えていくのかについて、熊本県として答えを出していただきたい。例えばA型からB型への転換というのが可能であるとか、このような考え方を含めて（出勤率の実情を踏まえた）B型の定員の問題について、給付と経営の実態が本当にマッチしているかどうかについて議論できると、事業所維持との関連性が出てくると思う。（H25.10.21審議会） | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--|----|--|--|------|
| 施策名 | II | 安心して暮らせる社会環境の整備 | | |
| | 3 | 情報・コミュニケーションの支援 | | 重点施策 |
| 施策目的・概要 | | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | |
| <p>障がいの特性に応じた情報提供の拡充を図るとともに、手話通訳者等コミュニケーションを支援する人材養成を推進する。</p> | | <p>(1) 情報バリアフリー化の推進 ①県ホームページのアクセシビリティ配慮 音声読み上げソフトに対応可能な仕様にする等。 ②点字版、録音（音声）版広報誌の制作 点字版、録音（音声）版広報誌は点字図書館から購読希望者へ送付する。 ③テレビ字幕画面の制作 県政広報テレビ番組に字幕が入ったものを放送する。</p> <p>(2) 情報提供の充実 手話・字幕付きビデオによる生活情報ニュースの提供や情報誌の発行等をはじめ、字幕入りDVD等の制作及び貸出しを行い、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する。 また、新聞情報等の各種情報について、インターネット等を活用し、点字・音声情報として提供し、視覚障がい者のコミュニケーションを支援する。</p> <p>(3) コミュニケーション支援体制の充実 ・障がいの特性に応じたコミュニケーション支援を行うため、以下のとおり養成事業を実施する。 - 点訳・朗読奉仕員の養成 - 手話通訳士、手話通訳者の養成 - 要約筆記者の養成 - 盲ろう者通訳・介助員の養成 - 音声機能障がい者発声訓練指導者の養成 - 県内の企業・団体等が主催する大会、講演、説明会等のために、その主催者が手話通訳者又は要約筆記者の派遣を希望する場合、派遣費用の1/2を県が助成する（平成24年度新規・熊本県コミュニケーション推進事業） - 市町村間の調整事業（平成25年度新規）</p> | | |

主な成果・達成状況

(1) 情報バリアフリー化の推進

- 平成25年度点字版、録音（音声）版広報誌の制作は各650部、150部。広報誌（県からのたより）は年6回発行したが、全て点字版および録音版（CD）を制作し、購読希望者への送付を行った。
- 平成25年度県政広報テレビ番組のテレビ字幕画面の制作について、45回全番組において字幕を挿入した番組を放映した。

(2) 情報提供の充実

- 財団法人熊本県ろう者福祉協会に委託し、聴覚障がい者向けに手話・字幕付きビデオによる生活情報ニュースの提供、情報誌の発行等や字幕入りDVD等の制作及び貸出しを、また、社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会に委託し、視覚障がい者向けに新聞情報等の各種情報についてインターネット等を活用し、点字・音声情報として提供する等、情報提供の充実化を図った。

(3) コミュニケーション支援体制の充実

- 財団法人熊本県ろう者福祉協会に委託し、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員養成事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を実施。また、社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会に委託し、点訳・朗読奉仕員の養成事業を実施。さらに、音声機能障がい者発声訓練指導者の養成を実施するなど、意思疎通支援者の人材を養成することで、各障がい者への支援体制の強化を図った。

施策を構成する主な事業（単位：千円）

| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度決算額 | H25年度予算額 | H26年度予算額 |
|------|-------------------------|---------|----------|----------|----------|
| (1) | やさしくまもとづくり広報事業 | 広報課 | 5,444 | 5,448 | 5,595 |
| (1) | 聴覚障がい生活情報・コミュニケーション改善事業 | 障がい者支援課 | 409 | 411 | 411 |
| (2) | 字幕映像ライブリー事業 | 障がい者支援課 | 500 | 500 | 500 |
| (2) | 点字による即時情報ネットワーク事業 | 障がい者支援課 | 900 | 876 | 876 |
| (3) | 点訳・朗読奉仕員養成事業 | 障がい者支援課 | 473 | 0 | 420 |
| (3) | 点訳奉仕員・朗読奉仕員ステップアップ研修事業 | 障がい者支援課 | - | 232 | 232 |
| (3) | 手話通訳設置事業 | 障がい者支援課 | 1,683 | 2,027 | 2,027 |
| (3) | 手話通訳者養成事業 | 障がい者支援課 | 901 | 1,238 | 804 |

| 施策名 | II | 安心して暮らせる社会環境の整備 | | | |
|-------------------------|----|-----------------|-------|-------|-------|
| | 3 | 情報・コミュニケーションの支援 | | | 重点施策 |
| (3) 手話通訳士養成ステップアップ研修事業 | | 障がい者支援課 | 167 | - | - |
| (3) 手話通訳者養成ステップアップ研修事業 | | 障がい者支援課 | 167 | 186 | 186 |
| (3) 要約筆記者養成事業 | | 障がい者支援課 | 300 | 510 | 504 |
| (3) 要約筆記者養成ステップアップ研修事業 | | 障がい者支援課 | 400 | 479 | 479 |
| (3) 要約筆記者指導者養成研修 | | 障がい者支援課 | - | 56 | 56 |
| (3) 盲ろう者通訳・介助員養成事業 | | 障がい者支援課 | 218 | 223 | 223 |
| (3) 盲ろう者通訳・介助員養成促進事業 | | 障がい者支援課 | 46 | 74 | 74 |
| (3) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 | | 障がい者支援課 | 2,455 | 3,353 | 1,630 |
| (3) 視覚障がい者生活訓練事業 | | 障がい者支援課 | 400 | 467 | 467 |
| (3) 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業 | | 障がい者支援課 | 43 | 43 | 43 |
| (3) コミュニケーション推進事業 | | 障がい者支援課 | 75 | 622 | 687 |

第4期障がい者計画数値目標進捗状況

| NO | 項目 | 単位 | 策定時 | 進捗状況（各年度末） | | | | H26末 目標値 |
|----|---------------------|----|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | H25末 | |
| 26 | 視聴覚障がい者のための通訳（翻訳）者数 | 人 | 1,696 (進捗率(%) | 1,664 82.8% | 1,789 89.0% | 1,879 93.5% | 1,909 95.0% | 2,010 |

施策の進捗に関する評価

(1)情報バリアフリー化の推進

一

(2)情報提供の充実

(3)コミュニケーション支援体制の充実

- 障害者団体等が主催する大会や講演会等への手話通訳者及び要約筆記者の派遣費用を助成する専門性の高い意思疎通支援者の派遣事業事業を平成25年度に新設し、制度の周知を図った結果、6件の実績が上がった。また、県外等の広域派遣に伴う市町村間の調整事業を同年に新設し、4件（東京都への派遣）の実績が上がるなどコミュニケーション支援の拡大を行った。
- 県庁内に手話通訳者を設置し、来庁した聴覚障がい者への案内を行う手話通訳設置事業について、予算を拡大し、情報提供・コミュニケーション支援の充実を図った。

施策を推進するにあたっての課題等

(1)情報バリアフリー化の推進

②、③に関して、平成24年度、平成25年度については同様の制作数、放送回数だったが、今後、制作数、放送回数が増えた場合は、予算の増加が必要となる。

(2)情報提供の充実

・支援を必要としている障がい者への情報提供を更に充実させるため、障がい者の現状及びニーズの把握が必要である。

(3)コミュニケーション支援体制の充実

・平成25年4月1日の障害者総合支援法施行によりコミュニケーション関連事業が強化された（都道府県及び市町村事業の必須化）ことから、市町村と連携し事業実施に的確に取り組んでいく必要がある。

今後の方向性

- (1)今後も引き続き情報バリアフリー化の推進を続けていく。
- (2)障がい者の要望に応じた情報提供を実施するため、今後も引き続き、障がい者の現状及びニーズの把握に努める。
- (3)平成25年4月施行の障害者総合支援法によりコミュニケーション関連事業が強化（都道府県及び市町村事業の必須化）されたことから、事業が適切に実施されるよう市町村との連携を強化するとともに意思疎通支援者の人材養成を図る。

※障害者施策推進審議会における意見

| 意見 | |
|----|--|
|----|--|

（参考） ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。

検証 ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。

評価の視点 ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。

④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 II-4

| 施策名 | II | 安心して暮らせる社会環境の整備 | | | | | | | |
|--|--------------------------------|---|-------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|---------|--|
| | 4 | スポーツ・レクレーション・文化活動の支援 | | | 重点施策 | | | | |
| 施策目的・概要 | | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | | | | | | |
| 障がい者がスポーツ活動等に参加しやすい機会や情報の提供、気軽に参加できる環境の整備を図る。 | | <p>①障がい者スポーツ大会 -くまもと障がい者スポーツ大会については、平成24年4月の熊本市の指定都市移行に伴い、県市共催で開催することとなったため、市と十分連絡・調整を図りながら大会運営を行う。 -県・市選手団の編成や合同結団式の開催など全国大会に向けた準備を着実に進め、上位入賞を目指すとともに、本県における障がい者スポーツの一層の振興を図る。</p> <p>②地域精神障がい者レクレーション教室・スポレク大会、④精神障がい者作品展 -地域精神障がい者スポレク大会及び精神障がい者作品展を開催する。</p> <p>③くまもとハートウィークの開催 -障がいに対する県民の理解を深めるとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進するため、県内の障がい者の芸術展やフォーラムなどの啓発イベントを開催する。</p> | | | | | | | |
| 主な成果・達成状況 | | | | | | | | | |
| <p>①平成25年4月28日（水泳競技）、平成25年5月19日（陸上競技他5競技）、平成25年11月9日（ペタンク競技）に県・熊本市共催による第12回くまもと障がい者スポーツ大会を開催した。参加選手数は1,248人（平成24年度は1,263人）</p> <p>②平成25年10月25日、パークドーム熊本で地域精神障がい者スポレク大会を開催した。参加者は1,335人（平成24年度は1,237人）</p> <p>④平成25年11月10日、熊本交通センターイベントスペースで精神障がい者作品展を開催した。</p> <p>③障がいに対する県民の理解促進を目的として12月の障害者週間に合わせ以下の事業を実施した。</p> <p>H25.11.19～24：熊本県立美術館にてNHKハート展及び県内の障がい者芸術展開催 (来場者2,516人)</p> <p>H25.12.6：くまもと県民交流館パレアにてフォーラム実施 (ダウン症の書家 金澤翔子氏の書の実演、金澤泰子氏の講演 来場者250人)</p> <p>H25.12.21：びぶれす広場でふれあい路上パフォーマンス実施（参加団体12、来場者1,500人）</p> | | | | | | | | | |
| 施策を構成する主な事業（単位：千円） | | | | | | | | | |
| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度決算額 | H25年度予算額 | H26年度予算額 | | | | |
| ① | くまもと障がい者スポーツ大会 | 障がい者支援課 | 6,178 | 6,216 | 5,627 | | | | |
| ① | 全国障害者スポーツ大会熊本県選手団派遣 | 障がい者支援課 | 10,035 | 11,683 | 11,013 | | | | |
| ② | 障がい者社会参加総合推進事業（地域精神障がい者スポレク大会） | 障がい者支援課 | 2,464 | 2,464 | 2,464 | | | | |
| ④ | 障がい者社会参加総合推進事業（障がい者作品展） | 障がい者支援課 | 182 | 182 | 177 | | | | |
| ③ | くまもとハートウィーク開催事業 | 障がい者支援課 | 4,224 | 4,012 | 4,012 | | | | |
| 第4期障がい者計画数値目標進捗状況 | | | | | | | | | |
| NO | 項目 | 単位 | 策定期 | 進捗状況（各年度末） | | | | H26末目標値 | |
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | H25末 | | |
| 27 | 県が主催する障がい者スポーツ大会への参加人数 | 人 | 1,944 (進捗率(%)) | 2,186 99.4% | 2,048 93.1% | 2,500 113.6% | 2,583 117.4% | 2,200 | |

| | | |
|--|------------------------|---|
| 施策名 | II 安心して暮らせる社会環境の整備 | 重点施策 |
| | 4 スポーツ・レクレーション・文化活動の支援 | |
| 施策の進捗に関する評価 | | 施策を推進するにあたっての課題等 |
| <p>①「県が主催する障がい者スポーツ大会への参加人数」目標値の2,200人に達していない年度もあった。</p> <p>②地域精神障がい者スポレク大会に平成25年度は1,335人の参加があり、交流の輪が広がった。</p> <p>④精神障がい者にデイケア等で製作した作品を展示する機会を提供することにより、社会参加への意欲の向上につながった。</p> <p>③各種イベントを通じて、県民の障がい者についての理解促進を図ることができた。</p> | | <p>①くまもと障がい者スポーツ大会については、ここ3年毎年参加者数が微減し、開会式の観覧者も多い状況とはいえないため、事業所、特別支援学校、関係団体等への周知等大会開催の周知を徹底させる必要がある。</p> <p>また、全国障害者スポーツ大会については、派遣選手の適切な支援ができる役員を選出していく必要がある。</p> <p>②参加者の安全を第一にし、交流の深まる内容とする。</p> <p>④関係者（当事者や家族等）の来場が比較的多いため、一般住民への周知を更に強化する必要がある。</p> <p>③各イベントの来場者数が減少しているため、広報等の強化が必要。</p> |

今後の方向性

- ①県民の障がいに対する理解を深めるためにも、より多くの参加者や観客が集まるよう、大会の周知を図る。
- ②引き続き、参加者へのアンケート結果をもとに、種目やアトラクションの選定を行い、交流が深まる内容とする。
- ④関係者（当事者や家族等）の来場が比較的多いため、一般住民への周知を更に強化する。
- ③障がい者への更なる理解促進のため、既存のイベント内容を精査し、より効果的な事業を展開する。

※障害者施策推進審議会における意見

| | |
|------|--|
| 主な意見 | |
|------|--|

- （参考） 検証・評価の視点
- ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
 - ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
 - ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
 - ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 II-5

| 施策名 | II | 安心して暮らせる社会環境の整備 | | | | | |
|--|---------------------------|--|----------------|--|-------------|-------------|------------------------|
| | 5 | 安全対策の推進 | | | 重点施策 | | |
| 施策目的・概要 | | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | | | | |
| 障がい者が安心して地域で暮らすことができるよう、安全対策の推進を図る。 | | <p>①障がい者への安全対策（小地域ネットワーク活動） 活動の普及推進及び機能拡充に取り組む市町村社会福祉協議会を支援するため、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用し、地域福祉コーディネーターの養成・研修及び地域福祉推進センター派遣を行う。 また、水俣・芦北地域における住民の見守り活動を推進するため、水俣市・芦北町・津奈木町の各社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置する。</p> <p>②災害時要援護者避難支援計画の策定 計画（個別計画）の全市町村策定に向けて、地域支え合い体制づくり事業やセーフティネット対策事業等を活用しながら、引き続き支援を行うとともに、要援護者が参加する避難訓練を実施し、実施後に計画の検証や改善策の検討を実施する。</p> | | | | | |
| 主な成果・達成状況 | | <p>①障がい者への安全対策（小地域ネットワーク活動） ・県社会福祉協議会に委託し、地域福祉コーディネーター（※1）を3か年で66人（平成23年度：24人、平成24年度：20人、平成25年度：22人）養成するとともに、地域福祉推進センター（※2）を述べ26回（平成24年度：16回、平成25年度：10回）派遣した。また、水俣・芦北地域に3年間地域福祉コーディネータを5人配置し、見守り活動の推進を図った。</p> <p>（※1）地域福祉コーディネーター： 小地域ネットワーク活動の支援員。市町村社協等の活動専門員による。地域に配置され、各地域の実情に合わせた小地域ネットワーク活動を、中心になって推進する。</p> <p>（※2）地域福祉推進センター： 小地域ネットワーク活動のアドバイザー。先進的な取組みで成果を上げている市町村社協職員や地域福祉専門家による。県社協から、小地域ネットワーク活動に取り組む 市町村社協に派遣され、活動や活動計画策定等を支援し、活動の全市町村への普及を図る。</p> <p>②災害時要援護者避難支援計画の策定 ・担当職員の意識向上を図るため、福祉部局と防災部局担当者を対象に研修会（参加者は、平成23年度：77人、平成24年度：87人、平成25年度：86人）を実施した。 ・平成23年度末の個別計画の策定数は35市町村（平成24年度：38市町村）であったが、平成25年度末に全市町村策定となつた。</p> | | | | | |
| 施策を構成する主な事業（単位：千円） | | | | | | | |
| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度決算額 | H25年度予算額 | H26年度予算額 | | |
| ① | 地域支え合い体制づくり事業 | 健康福祉政策課 | 4,830 | — | — | | |
| ① | 地域の結いづくり生き生き事業 | 健康福祉政策課 | 17,817 | 18,230 | 19,524 | | |
| 第4期障がい者計画数値目標進捗状況 | | | | | | | |
| NO | 項目 | 単位 | 策定時 | 進捗状況（各年度末） | | | H26末目標値 |
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | |
| 28 | 災害時要援護者避難支援計画（個別計画）策定市町村数 | 市町村 | 13 (進捗率(%)) | 19 42.2% | 35 77.8% | 38 84.4% | 45 100.0% (H25末) |
| 施策の進捗に関する評価 | | | | 施策を推進するにあたっての課題等 | | | |
| <p>①サポートーー派遣事業により、組織的な小地域ネットワーク活動未実施市町村にサポートーーを派遣して支援を行った（述べ26回 17市町村）。また、水俣・芦北地域の見守り活動事業において、地域福祉センター配置により地域の見守り活動の推進が図られたことは大きい。</p> <p>②災害時要援護者避難支援計画（個別計画）については、平成26年3月末で全市町村策定となつた。</p> | | | | <p>①組織的な小地域ネットワーク活動未実施の市町村への支援。</p> <p>②避難支援計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正災害対策基本法による新たな要支援者への対応 ・各地域における避難支援者確保の問題 ・市町村のマンパワー、意識の問題 | | | |

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 II - 5

| | | | |
|-----|----|-----------------|------|
| 施策名 | II | 安心して暮らせる社会環境の整備 | 重点施策 |
| | 5 | 安全対策の推進 | |

今後の方向性

①障がい者への安全対策（小地域ネットワーク活動）
 ・県内全市町村における組織的な小地域ネットワーク活動実施を目指し、未実施の市町村が抱える課題の解決を図るため継続的に支援していく。
 ・水俣・芦北地域見守り活動支援補助事業を継続して実施し、更なる見守り体制の構築を推進する。

②避難支援計画の策定
 改正災害対策基本法による新たな要支援者の個別計画の策定を推進するため、担当者研修会や個別ヒアリング等、あらゆる機会を捉えて、市町村担当者の理解と意識の向上を図る。

| ※障害者施策推進審議会における意見 | |
|-------------------|--|
| 主な意見 | |

- （参考）
 ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- 検証
 ②施策の実施にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- 評価の視点
 ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
 ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 III-1

| 施策名 | III 住みやすい生活環境の整備 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|-------------------|--|----------------|----------------|----------------|---------|--|--|--|--|--|
| | 1 住宅・建築物の整備 | 重点施策 | | | | | | | | | | | |
| 施策目的・概要 | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | | | | | | | | | | | |
| 障がい者が自立した生活を営み社会活動に積極的に参加することができるよう、安全かつ円滑に利用できる建築物や住宅の整備を図る。 | <p>(1) 障がい者が円滑に利用できる建築物の整備 平成25年度に、平成24年度までに整理をした指導基準の運用を開始した。今後も各地域振興局担当者等と協議しながら、適切に建築物の整備が行われるよう指導を行う。</p> <p>(2) 障がい者が円滑に利用できる住宅の整備 障がい者世帯等、誰もが快適に暮らすことができるよう、既設の県営住宅のUD化を推進する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 主な成果・達成状況 | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(1) 障がい者が円滑に利用できる建築物の整備 ・平成24年度に高齢者、障がい者等が円滑に利用できる建築物を増やすための指導基準を概ね整理し、平成25年度に周知期間を置いた後、運用を開始した。</p> <p>(2) 障がい者が円滑に利用できる住宅の整備 ・平成25年度は106戸のUD改善工事を行い、着実に事業を進めている。 ・達成状況は現段階ではほぼ目標どおりであるが、今後は平成26年度からの修正目標値に向けて、事業をいっそう加速させる必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 施策を構成する主な事業（単位：千円） | | | | | | | | | | | | | |
| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度決算額 | H25年度予算額 | H26年度予算額 | | | | | | | | |
| (1) | 熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業 | 建築課 | 2,461 | 4,000 | 3,750 | | | | | | | | |
| (2) | 公営住宅ストック総合改善事業 | 住宅課 | 265,142 | 253,500 | 362,300 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 第4期障がい者計画数値目標進捗状況 | | | | | | | | | | | | | |
| NO. | 項目 | 単位 | 策定時 | 進捗状況（各年度末） | | | | H26末目標値 | | | | | |
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | H25末 | | | | | | |
| 29 | 事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合 | % | 90 (進捗率(%)) | 87.9 87.9% | 93.7 93.7% | 86.0 86.0% | 71.3 71.3% | 100 | | | | | |
| 30 | 事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数 | 件数 | 1,527 (進捗率(%)) | 1,580 79.0% | 1,668 83.4% | 1,729 86.5% | 1,942 97.1% | 2,000 | | | | | |
| 31 | 県営住宅におけるUD対応住宅の割合 | % | 15.1 (進捗率(%)) | 16.8 65.1% | 19.6 76.0% | 21.2 82.2% | 22.5 87.2% | 25.8 | | | | | |
| 施策の進捗に関する評価 | | | | 施策を推進するにあたっての課題等 | | | | | | | | | |
| <p>(1) UDに配慮した建築物を整備するうえで、福祉のまちづくり室が行っていた「対話によるUD空間整備促進事業」は大変有効であり、適切なニーズを把握するのに役立った。 <数値目標No. 29>策定時より進捗率は伸び悩んでおり、更なる制度の周知に努める必要がある。 <数値目標No. 30>着実に進捗しているものの、更なる制度の周知に努める必要がある。</p> <p>(2) ほぼ数値目標どおりに進んでいる。</p> | | | | <p>(1) 建築物のUD化を推進するに当たっては、資材等が高騰し、整備コストが建主の負担になるといった課題がある。建主に対し、UD化の必要性を十分認識してもらえるよう、今後とも普及啓発を行うことが必要である。</p> <p>(2) 平成24年度に住宅マスタープランを改定したことによって目標値が変わり、平成26年度から年間210戸を目標にUD改善工事を実施する。ただ国費の予算配分によっては目標達成が難しい状況である。</p> | | | | | | | | | |

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 

| | | | |
|-----|-----|--------------|------|
| 施策名 | III | 住みやすい生活環境の整備 | 重点施策 |
| | 1 | 住宅・建築物の整備 | |

今後の方向性

- (1) 土木部建築課のハード整備事業と福祉部局のソフト事業がリンクし、相互に高めあえるよう関係機関と連携を図る。
 (2) 目標達成に向けて、次年度においても引き続き事業を実施していく。

※障害者施策推進審議会における意見

| | |
|------|--|
| 主な意見 | |
|------|--|

- (参考) ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
 検証 ②施策の実施にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
 評価の視点 ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
 ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 III-2

| | | | | |
|--|-----|--|------|--|
| 施策名 | III | 住みやすい生活環境の整備 | 重点施策 | |
| | 2 | 道路・都市公園等の整備 | | |
| 施策目的・概要 | | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | |
| <p>(1) 障がい者が円滑に利用できる道路の整備 障がい者の自立、社会参加の支援をはじめとして、すべての人にやさしいユニバーサルデザインに基づく道づくりを行い、安全・安心な公共空間の創造を図る。</p> <p>(2) 障がい者が円滑に利用できる都市公園等の整備 県営都市公園のバリアフリー化を推進する。</p> <p>(3) 障がい者が円滑に利用できる旅客施設周辺の整備 バリアフリー新法に基づき、基本構想（重点整備地区含む）を策定した市町村への国の支援等を活用し、面的整備を推進する。</p> | | <p>(1) 障がい者が円滑に利用できる道路の整備 平成23～25年度においては、政令指定都市施行箇所も含め、県内の整備計画26地区のうち、県庁周辺地区及び甲佐町地区の整備を実施予定としている。</p> <p>(2) 障がい者が円滑に利用できる都市公園等の整備 県営都市公園（4公園）の障害者専用駐車場及び多目的トイレの設置、基幹園路のバリアフリー化を推進する。</p> <p>(3) 障がい者が円滑に利用できる旅客施設周辺の整備 市町村においても、移動等の円滑化を図ることが必要な一定の地区を重点整備地区とし、移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成可能であることから、制度の内容について再度周知を検討している。</p> | | |

主な成果・達成状況

(1) 障がい者が円滑に利用できる道路の整備

- 平成23～25年度において、政令指定都市施行箇所も含め、県内の整備計画26地区のうち、県庁地区の0.3km、城南地区の0.06km、甲佐町地区の0.2km及び人吉地区の0.1kmの歩道を供用したことにより、安全・安心な歩行空間が創出された。整備計画地区総延長約122kmの整備進捗率は、平成25年度末で87.5%となった。

(2) 障がい者が円滑に利用できる都市公園等の整備

- 平成25年度から熊本県民総合運動公園においてバリアフリー園路、平成24年度からテクノ中央緑地において多目的トイレを整備中。引き続き平成26年度も整備を進める。

施策を構成する主な事業（単位：千円）

| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度決算額 | H25年度予算額 | H26年度予算額 |
|------|---------------------|-------|-----------|----------|----------|
| (1) | やさしい道づくり事業 | 道路保全課 | 23,979 | 15,000 | 20,000 |
| (2) | 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 | 景観公園室 | 1,300,500 | 475,700 | 388,796 |

第4期障がい者計画数値目標進捗状況

| NO | 項目 | 単位 | 策定期 | 進捗状況（各年度末） | | | | H26末目標値 |
|----|---------------------------------------|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | H25末 | |
| 32 | 県が管理する道路のうち、整備計画地区における歩道のバリアフリー整備延長割合 | % | 84 (進捗率 %) | 86.0 86.0% | 86.9 86.9% | 87.4 87.4% | 87.5 87.5% | 100 |

施策の進捗に関する評価

(1) 整備計画地区における整備率は僅かではあるが進捗しており、安全・安心な歩行空間の創出に寄与することができた。

(2) 園路・トイレ・駐車場のバリアフリー化を進めしており、平成25年度計画箇所については予定通り整備できた。

施策を推進するにあたっての課題等

(1) 用地取得の難航、事業予算の確保

(2) 公園の設立年次が古い個所においてはバリアフリー化が十分ではないが、公園面積が広いため、計画的に整備を進める必要がある。

今後の方向性

(1) 障がい者が円滑に利用できる道路の整備

- 道路の利用状況や交通量等から緊急性や優先度の峻別を行い、効果的な重点投資を検討する。
- 熊本市の政令指定都市移行に伴う整備計画地区の見直しを検討する。

(2) 障がい者が円滑に利用できる都市公園等の整備

- 利用の多い箇所から優先的に整備を進めていく。

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 III-2

| 施策名 | Ⅲ 住みやすい生活環境の整備 | 重点施策 | |
|-------------------|----------------|------|--|
| | 2 道路・都市公園等の整備 | | |
| ※障害者施策推進審議会における意見 | | | |
| 主な意見 | | | |

- (参考) 検証・評価の視点

 - ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
 - ②施策の実施にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
 - ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
 - ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 III-3

| 施策名 | III | 住みやすい生活環境の整備 | | | | | | | | | |
|---|--------------------|---|--------------|--------------|--------------|-------|-------------|------|--|--|--|
| | 3 | 旅客施設・公共車両等の整備 | | | | | | | | | |
| 施策目的・概要 | | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | | | | | | | | |
| 障がい者が自立した生活を営み社会活動に積極的に参加することができるよう、安全かつ円滑に利用できる旅客施設や公共車両等の整備を図る。 | | <p>①イベント等の開催（ハートフルサポーター育成事業）</p> <p>障がい者等と接する機会の多い事業者（宿泊事業者、サービス事業者、交通事業者）を対象に、「やさしい宿づくり手帖」「やさしい店づくり手帖」「UDおもてなし手帖（バス編・タクシー編）」を使用して、障がい者等の特性や対応方法についての研修会を実施し、誰もが外出しやすいまちづくりを推進する。</p> | | | | | | | | | |
| 主な成果・達成状況 | | | | | | | | | | | |
| ①ハートフルサポーター育成事業の参加者は、平成23年度は3団体79名、平成24年度は4団体113名、平成25年度は4団体160名となっている。 | | | | | | | | | | | |
| 施策を構成する主な事業（単位：千円） | | | | | | | | | | | |
| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度 決算額 | H25年度 予算額 | H26年度 予算額 | | | | | | |
| ① | UDやさしいまちづくり普及啓発事業 | 健康福祉政策課 | 380 | 423 | 469 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 第4期障がい者計画数値目標進捗状況 | | | | | | | | | | | |
| NO | 項目 | 単位 | 策定時 | 進捗状況（各年度末） | | | H26末 目標値 | | | | |
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | | H25末 | | | |
| 33 | 乗合バスのうちノンステップバスの割合 | % | 10.9 | 12.3 | 13.8 | 13.8 | 15.6 | | | | |
| | | | （進捗率（%）） | 41.0% | 46.0% | 46.0% | 52.0% | 30 | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 施策の進捗に関する評価 | | 施策を推進するにあたっての課題等 | | | | | | | | | |
| ①ハートフルサポーター育成事業の参加人数が平成23年度は3団体79名、平成24年度は4団体113名、平成25年度は4団体160名と着実に増加している。 | | <p>①平成23年度は宿泊事業者、平成24年度は小売・飲食事業者、平成25年度は交通事業者を対象に本事業を開催し、ハートフルサポーター数は352名となっているが、今後も、参加人数の増加を図る必要がある。</p> <p>○<数値目標関係>バス事業者の経営状況は依然として厳しいが、平成25年度はノンステップバスの導入について18台増加し、累計台数は164台である。</p> | | | | | | | | | |
| 今後の方向性 | | | | | | | | | | | |
| ①「やさしい宿づくり手帖」「やさしい店づくり手帖」「UDおもてなし手帖（バス編・タクシー編）」を活用して、宿泊事業者、サービス事業者、交通事業者を対象に本事業を開催し、参加人数のより一層の増加を図る。 | | | | | | | | | | | |
| ○<数値目標関係>国において、平成23年度から地域公共交通確保維持改善事業費補助金によるノンステップバス車両購入補助が施行されており、引き続き各バス事業者に対し、ノンステップバスの導入促進に向けた取組みを行う。 | | | | | | | | | | | |

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 III-3

| | | | |
|-----|-----|---------------|------|
| 施策名 | III | 住みやすい生活環境の整備 | 重点施策 |
| | 3 | 旅客施設・公共車両等の整備 | |

※障害者施策推進審議会における意見

| | |
|------|--|
| 主な意見 | |
|------|--|

- (参考) ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- 検証 ②施策の実施にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- 評価の視点 ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 III-4

| 施策名 | III | 住みやすい生活環境の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-----------|------------|-----------|---|-------------------------|----------|---------|---------|---------|------|--------------|--------------|-------|-------------------------|-------------|-------------|---------------|-----------|-------|-------|-----------------|----|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 4 | 外出・移動支援 | | | 重点施策 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策目的・概要 | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障がい者の社会参加促進のため、外出や移動の支援を目的とした移動支援サービスの充実を図る。 | <p>①移動支援事業の充実 市町村が行う移動支援事業（地域生活支援事業）を通して、外出、余暇活動等の社会参加を支援する。</p> <p>②身体障害者補助犬の普及 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成団体に対し、育成に要する経費を助成する。</p> <p>③ハートフルパス制度の普及啓発 ハートフルパス制度（障がい者用駐車場利用証制度）の普及を通して、やさしいまちづくりへの理解を広めるため、ハートフルパス制度の協力施設数を増やす。 また、障がい者用駐車場の不適正利用を減らすため、県民に対する啓発活動を強化し、障がい者が外に出しやすい環境づくりを進める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な成果・達成状況 | <p>①移動支援事業の充実 ・市町村が行う移動支援事業について、国とともに財政支援を行った（国2分の1・県4分の1・市町村4分の1）※実績は5月末取りまとめ。</p> <p>②身体障害者補助犬の普及 ・身体障害者補助犬法に関する制度の周知を行った。</p> <p>③ハートフルパス制度の普及啓発 ・電話や文書等での依頼により、協力施設を3か年で566施設増やすことができた。 ・ショッピングセンターや免許センター等で年3回のキャンペーン活動を行い、適正利用の啓発に努めた。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策を構成する主な事業（単位：千円） | <table border="1"> <thead> <tr> <th>施策番号</th> <th>事業名</th> <th>担当課</th> <th>H24年度 決算額</th> <th>H25年度 予算額</th> <th>H26年度 予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>市町村地域生活支援事業 ※決算・予算額は全体額</td> <td>障がい者支援課</td> <td>209,285</td> <td>211,519</td> <td>217,443</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>身体障害者補助犬育成事業</td> <td>障がい者支援課</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>障がい者用駐車場利用証事業</td> <td>福祉のまちづくり室</td> <td>1,637</td> <td>2,629</td> <td>2,874</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度 決算額 | H25年度 予算額 | H26年度 予算額 | ① | 市町村地域生活支援事業 ※決算・予算額は全体額 | 障がい者支援課 | 209,285 | 211,519 | 217,443 | ② | 身体障害者補助犬育成事業 | 障がい者支援課 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | ③ | 障がい者用駐車場利用証事業 | 福祉のまちづくり室 | 1,637 | 2,629 | 2,874 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度 決算額 | H25年度 予算額 | H26年度 予算額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① | 市町村地域生活支援事業 ※決算・予算額は全体額 | 障がい者支援課 | 209,285 | 211,519 | 217,443 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② | 身体障害者補助犬育成事業 | 障がい者支援課 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ | 障がい者用駐車場利用証事業 | 福祉のまちづくり室 | 1,637 | 2,629 | 2,874 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4期障がい者計画数値目標進捗状況 | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">NO</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">策定期</th> <th colspan="4">進捗状況（各年度末）</th> <th rowspan="2">H26末 目標値</th> </tr> <tr> <th>H22末</th> <th>H23末</th> <th>H24末</th> <th>H25末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34</td> <td>移動支援事業実施市町村数</td> <td>市町村</td> <td>34 (進捗率(%)) 84.4%</td> <td>38 82.2%</td> <td>37 77.8%</td> <td>35 0.0%</td> <td></td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>ハートフルパス制度の協力施設数</td> <td>施設</td> <td>869 (進捗率(%)) 54.4%</td> <td>1,034 65.1%</td> <td>1,237 76.3%</td> <td>1,450 84.2%</td> <td>1,600 (H28)</td> <td>1,900</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | NO | 項目 | 単位 | 策定期 | 進捗状況（各年度末） | | | | H26末 目標値 | H22末 | H23末 | H24末 | H25末 | 34 | 移動支援事業実施市町村数 | 市町村 | 34 (進捗率(%)) 84.4% | 38 82.2% | 37 77.8% | 35 0.0% | | 45 | 35 | ハートフルパス制度の協力施設数 | 施設 | 869 (進捗率(%)) 54.4% | 1,034 65.1% | 1,237 76.3% | 1,450 84.2% | 1,600 (H28) | 1,900 | | | | | | | | | | | |
| NO | 項目 | 単位 | 策定期 | 進捗状況（各年度末） | | | | | | H26末 目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | H25末 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 34 | 移動支援事業実施市町村数 | 市町村 | 34 (進捗率(%)) 84.4% | 38 82.2% | 37 77.8% | 35 0.0% | | 45 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 35 | ハートフルパス制度の協力施設数 | 施設 | 869 (進捗率(%)) 54.4% | 1,034 65.1% | 1,237 76.3% | 1,450 84.2% | 1,600 (H28) | 1,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の進捗に関する評価 | 施策を推進するにあたっての課題等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①（H24の実績を踏まえ、整理予定※5月末頃） | <p>①地域生活支援事業補助金の国庫補助が75%程度であったため、引き続き、国に対し、100%補助を要望していく必要がある。</p> <p>②県民が補助犬に接する周知が十分でないため、補助犬に対する理解を深める広報について検討する必要がある。</p> <p>③電話・文書送付のみでは協力取り付けに限界があり、今後協力施設の増加は厳しくなっていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②身体障害者補助犬法に関する制度の周知を行うことで、障がい者の社会参加の幅を広げるとともに、補助犬への理解が進む契機を図った。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③公共施設や病院等の協力が多く得られ、順調に施設数を伸ばすことができた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----|------------------|--|------|
| 施策名 | III 住みやすい生活環境の整備 | | |
| | 4 外出・移動支援 | | 重点施策 |

今後の方向性

- ①引き続き、市町村が行う移動支援事業（地域生活支援事業）を通して、外出、余暇活動等の社会参加を支援する。
②県民に身体障害者補助犬法についての理解を広める。
③今後は電話・文書の依頼と並行し、他県と協力して数県に店舗を有する企業への協力依頼も行っていく。

※障害者施策推進審議会における意見

主な意見

(参考) ①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。

②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。

評 ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。

④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 IV-1

| 施策名 | IV | 「ともに生きる社会」に向けた意識づくり | | | | | | |
|---|---------------|--|----------|------------|----------|------|------|---------|
| | 1 | 障がい者の権利擁護 | | | | | | |
| 施策目的・概要 | | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | | | | | |
| <p>障がい者への差別をなくすための条例の制定に向けた取組みをはじめ、「ともに生きる社会」を目指して、差別のない地域社会づくりに向けた施策を展開する。</p> <p>また、障がい者の権利擁護のため、虐待防止に向けた取組み等を推進する。</p> | | <p>(1) 差別をなくす取組み 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に基づき、相談事業の解決に努めるとともに、障がいのある人への県民の理解を促進するため、条例の普及、啓発の取組を推進する。</p> <p>(2) 障がい者の虐待防止に向けた取組み 障がい者虐待について、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者の理解を深め、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図るために、研修を実施する。</p> <p>また、障がい者虐待の通報義務等を県民へ周知することで、虐待の早期発見に繋げる。</p> <p>(3) 日常生活自立支援事業の周知等 ①日常生活自立支援事業の周知を図り、事業を円滑に実施していくため、緊急雇用創出基金を活用し、県社会福祉協議会に委託し実施する「地域福祉支援体制強化事業」で14市町村社協に日常生活自立支援員を配置し、事業の普及・啓発や生活支援員の確保に取り組む。</p> <p>②要支援者が日常生活自立支援事業や成年後見制度といった制度を適切に活用できるよう県社会福祉協議会が取り組む日常生活自立支援事業に補助を行うとともに、成年後見制度への移行を円滑に行えるよう、市町村社会福祉協議会等を対象とした「成年後見制度利用促進研修会」の開催を支援する。</p> | | | | | | |
| 主な成果・達成状況 | | <p>(1) 条例の本格施行（24年4月）から2年間で合計227件（平成24年度：105件、平成25年度：122件）の相談が寄せられ、広域専門相談員が中心となって事業の解決を図った。また、出前講座等の啓発活動を積極的に行い、県民の理解の促進を図った。</p> <p>(2) 熊本県障害者虐待防止連絡会議を設置し関係機関と連携を図り（平成24年9月、平成25年7月に連絡会議を開催）、また、障がい者福祉関係者に対して障害者虐待防止・権利擁護研修会を開催し（平成24年度：計12回、平成25年度：計7回）、法の周知を図った。</p> <p>(3) 日常生活自立支援事業の周知等</p> <p>① 地域福祉支援体制強化事業の実施 日常生活自立支援事業の周知を図り、事業を円滑に実施していくため、平成23・24年度は緊急雇用創出基金を活用し、県社会福祉協議会に委託し、14市町村社協に日常生活自立支援員を配置し、事業の普及・啓発や生活支援員の確保に取り組んだ。</p> <p>② 県社会福祉協議会が取り組む日常生活自立支援事業に対する支援 H26.3月末時点での 相談件数：29,812件、実利用人数578人（いずれも熊本市除く）</p> <p>③ 成年後見制度利用促進研修会の実施 平成24年12月13日開催（参加者数275名） 平成25年11月8日開催（参加者数342名）</p> | | | | | | |
| 施策を構成する主な事業（単位：千円） | | | | | | | | |
| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度決算額 | H25年度予算額 | H26年度予算額 | | | |
| (1) | 障害者条例推進事業 | 障がい者支援課 | — | 12,349 | 12,043 | | | |
| (2) | 障害者虐待防止対策支援事業 | 障がい者支援課 | — | 2,049 | 1,943 | | | |
| (3) | 日常生活自立支援事業 | 福祉のまちづくり室 | 35,125 | 34,739 | 34,698 | | | |
| 第4期障がい者計画数値目標進捗状況 | | | | | | | | |
| NO | 項目 | 単位 | 策定時 | 進捗状況（各年度末） | | | | H26末目標値 |
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | H25末 | |
| | | | | | | | | |

| | | | | | |
|--|----|---------------------|------|---|--|
| 施策名 | IV | 「ともに生きる社会」に向けた意識づくり | 重点施策 | ★ | |
| | 1 | 障がい者の権利擁護 | | | |
| 施策の進捗に関する評価 | | 施策を推進するにあたっての課題等 | | | |
| <p>(1) 差別をなくす取組み ・「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の県民の認知度は約4割で、「合理的配慮」などの新しい概念について、県民の理解が十分に広がっていない。</p> <p>(2) 障がい者の虐待防止に向けた取組み ・障害福祉サービス事業所や市町村などの障がい者福祉に関する機関に対し、法施行前及び法施行後も研修を実施することができた。</p> <p>(3) 日常生活自立支援事業の周知等 ・熊本県社会福祉協議会が取り組む日常生活自立支援事業に対する補助を行い、市町村社会福祉協議会等を対象とした「成年後見制度利用促進研修会」を開催することで、市町村社会福祉協議会の法人後見の取組みが促進された。7社協（平成25年度末）</p> | | | | | |
| <p>(1) 差別をなくす取組み ・条例の認知度の向上。 ・県民の障がいに対する理解を深めるための取組（障がい特性の理解）の推進。 ・地域相談員との連携による事案解決体制の構築。</p> <p>(2) 障がい者の虐待防止に向けた取組み ・広く県民に対して障がい者虐待の通報義務の周知を図る必要がある。 ・虐待の早期発見、早期対応の窓口となる市町村間の対応に差があるので、研修を継続する必要がある。 ・身体、知的、精神障がいに対する福祉サービスの一元化に伴い、施設によっては強度行動障がいや重度精神障がいの利用者に対する支援方法等の研修の必要性がある。</p> <p>(3) 日常生活自立支援事業の周知等 ・現在の制度では生活支援員の報酬を利用料で賄うこととなっており、生活保護受給者については全市町村とも無料となっているが、生活保護受給者以外の低所得者からの利用料徴収が困難な状況もあり、低所得者に対する減免の規定、基準及びその財源等についての見直しも必要と思われる。</p> | | | | | |

今後の方向性

- (1) 差別をなくす取組み
「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」及び障害者差別解消法の周知を更に進めるとともに、障がい特性に関する啓発を行い、県民の障がいに対する理解の促進を図る。
- (2) 障がい者の虐待防止に向けた取組み
市町村や関係機関との連携を強化して、虐待の早期発見・早期対応、虐待の通報義務の周知に取り組む。
- (3) 日常生活自立支援事業の周知等
引き続き、熊本県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に対し支援する。

※障害者施策推進審議会における意見

| | |
|------|--|
| 主な意見 | ・広域専門相談員が頑張っている。しかし、障害者条例の趣旨や障がいの理解は難しいので、これらの啓発活動を更に系統的・計画的に進めることが必要。（H24.10.16審議会） ・障害者条例について、熊本県が全国から一歩リードで進んできてきていて、相談事例が積み重なっていくことに重みを感じて嬉しい。（H24.10.16審議会） ・障害者差別解消法が成立したが、熊本県の「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」は、国の差別解消法よりも一歩リードしたところもあるので、これまで構築している分は後退しないようお願いしたい。（H25.10.21審議会） |
| | |

（参考）①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。

検証 ②施策の計画にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。

評価の視点 ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。

④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 IV-2

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 IV-2

| | | | |
|-----|----|---------------------|------|
| 施策名 | IV | 「ともに生きる社会」に向けた意識づくり | 重点施策 |
| | 2 | ボランティア活動の支援 | |

※障害者施策推進審議会における意見

| | |
|------|--|
| 主な意見 | |
|------|--|

- （参考）
①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- 検証
・評価の視点
②施策の実施にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 IV-3

| 施策名 | IV | 「ともに生きる社会」に向けた意識づくり | | | | | | | |
|--|------------|---|------------------|--|--------------|--------------|---------------------|------|--|
| | 3 | 交流活動の促進 | | | | | | | |
| 施策目的・概要 | | 年度内に重点的に取り組む項目・達成すべき目標 | | | | | | | |
| 地域住民やボランティア、社会福祉法人、行政などが協力して、誰もが安心して暮らせるようなまちづくり活動を各地域で行う地域福祉の推進を通して、地域における障がい者の交流の場を充実させる。 | | <p>(1) 地域の縁がわの推進 ①地域の縁がわ及び地域ふれあいホームの普及 子ども、高齢者、障がい者の地域の誰もが集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」及び地域の縁がわに日中支援及び宿泊機能を有した「地域ふれあいホーム」の普及を目指し、施設整備費の補助を実施する。 また、地域の縁がわの相談窓口（委託先：NPO法人おーさあ）を設け、立上げを検討している団体等の個別相談に対する支援を行う。 ②地域の縁がわ及び地域ふれあいホーム情報交換会の開催 団体相互の活動情報の交換や交流の機会を創出し、活動の活性化を図りながら、活発な活動を促進する。</p> | | | | | | | |
| 主な成果・達成状況 | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域の縁がわ彩り事業補助金の交付決定を地域の縁がわ：15団体を行い、整備促進を図った。また、地域の縁がわ地域ふれあいホーム情報交換会を実施し（全県2回、地域振興局10回）、普及啓発を図った。（平成23年度） ・地域の縁がわ彩り事業補助金の交付決定を地域の縁がわ：17団体、地域ふれあいホーム：2団体に行い、整備促進を図った。また、地域の縁がわ地域ふれあいホーム情報交換会を実施し（全県2回、地域振興局10回）、普及啓発を図った。（平成24年度） ・地域の縁がわ彩り事業補助金の交付決定を地域の縁がわ：13団体、地域ふれあいホーム：5団体に行い、整備促進を図った。また、地域の縁がわ地域ふれあいホーム情報交換会を実施し（全県2回、広域本部4回、地域振興局2回）、普及啓発を図った。（平成25年度） | | | | | | | | | |
| 施策を構成する主な事業（単位：千円） | | | | | | | | | |
| 施策番号 | 事業名 | 担当課 | H24年度決算額 | H25年度予算額 | H26年度予算額 | | | | |
| ① | 地域の縁がわ彩り事業 | 健康福祉政策課 | 17,707 | 21,578 | 21,448 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 第4期障がい者計画数値目標進捗状況 | | | | | | | | | |
| NO | 項目 | 単位 | 策定時 | 進捗状況（各年度末） | | | H26末目標値 | | |
| | | | | H22末 | H23末 | H24末 | | H25末 | |
| 37 | 地域の縁がわ か所数 | か所 | 200 （進捗率 (%)） | 221 44.2% | 276 55.2% | 380 76.0% | 443 88.6% 500 | | |
| 施策の進捗に関する評価 | | | | 施策を推進するにあたっての課題等 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標の早期達成には至っていないが、取り組み団体は年々増加し、県内に着実に広がっている。 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・母体となる業種が多様であり、障がい者に対する一層の理解を深めるため、地域の縁がわ同士の交流が必要。 ・地域の縁がわが少ない地域への働きかけを強化することが必要。 | | | | | |
| 今後の方向性 | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、市町村社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、地域の縁がわの普及啓発を目指し、地域の縁がわの登録件数増加及び活動の活性化を目指す。 | | | | | | | | | |

【様式3】平成23～25年度 障がい者施策実施状況（実績）

施策番号 IV-3

| | | |
|-----|------------------------|------|
| 施策名 | IV 「ともに生きる社会」に向けた意識づくり | 重点施策 |
| | 3 交流活動の促進 | |

※障害者施策推進審議会における意見

| | |
|------|--|
| 主な意見 | |
|------|--|

- （参考）
①施策を構成している事務事業は、県障がい者計画の目指す姿（基本目標）、基本理念に適合しているか。
- 検証
・
評価の視点
②施策の実施にあたり、障がい者のニーズ把握、関係団体からの意見聴取等の手段がとられているか。
- ③施策の効率的かつ効果的な執行がなされているか。
- ④施策の実施により所期の目的は達成されているか。

